婦人関係資料シリーズNO.2

日本婦人の法制上の地位

労働省婦人少年局

はしがき

婦人少年局ではさきに國際連合經濟社會理事會「婦人の地位に關する委員會」からの調査表による問合せに應じて、現在における日本婦人の法制上の地位についての答申書を作成した。

右答申書は昭和二十四年一月總司令部民間情報教育部を通して國連當局に送附されたが、その後婦人少年局では婦人の地位の變化を明らかにするために右調査表の各項目について憲法改正前の法制の調査を行つた。こゝにその双方を併せて婦人關係資料シリーズ No.2 として發表する。

調査表の項目は非常に細かいものであるが各國に共通に配られたものであるため、畫一的で日本には該當しない項目もあり、又日本婦人の地位の全般をうかがうには不備な点もあるので當婦人少年局では、多少項目を修正又は追加した。その箇所には＊印を附した。尚讀者の便のために答申書の部分には多少形式の變更を行い、又各頁の最下段に記号による新旧比較の欄を設け觀覚的な効果を試みてある。又本資料の解説についての説明書及び英文の調査表及び答申書をつけたから參照されたい。

一九五〇年三月

労働省婦人少年局

目次

日本婦人の法制上の地位の概説……2
法制上の地位の比較表……5
A 選擧權……6
B 公職につく資格……7
C 公訴……10
D 教育及び職業の機会……15
E 人權……20
F 財政法……27
G 國籍法……27
國連への答申書（原文）

日本婦人の法制上の地位の解説

総括

男女の平等を保証する総括的な規定は旧憲法下にはない。

現在は憲法に男女の平等が規定されているほか、他の法律にもそれぞれ積局的な保証がある。

A 選挙権

従來は衆議院も地方議会も「帝國臣民たる男子」のうち一定の資格要件を具えたものだけが選挙権を有し、貴族院の方は公選ではなく、一部だけが特定の有資格者の互選によつたものであるが、その有資格者は婦人を含まなかつた。現在は勿論性別による選挙資格の差別はない。（なお日本では参政権といえば選挙権と同時に被選挙権をさすが、選挙権と被選挙権は一般に資格要件がちがい、國によつては性別による差別を設ける場合もあり、この調査表では被選挙権の方は公職につく資格の方に分類してある。）

B 公職につく資格

行政、立法、司法の三権に分けてあるが、従來女子の就任を禁じていたものは立法（議員）のみで行政（大臣、知事、市町村長）と司法に関しては差別する條文はなかつた。大臣知事についてはその就任資格の規定もなく、任命についても天皇が親任するという規定のみで、融通自在に行われていたことが察知されるが、女子の進出は全然問題外のこととされていた。司法職については、細かな資格の規定があつていずれも判事としての勤務を要件としている。

而して判事になる資格については女子を除外する法規はなく、婦人弁護士の中の有資格者がこれを試みたが事実上その志願は拒否された。しかし戦時中婦人の社会的進出の結果、その発言権が大きくなるにつれて、人事調停員、方面委員等に任じられるに至つていた。

現在では行政においては大臣の任命方法が明文化され、都道府縣知事は市町村長と同様に公選となり、その資格について男女の差別はない。現在婦人村長は四名、立法に於ては多くの婦人が中央地方の議会に進出している。

司法に於ては最高裁判所の裁判官のみが國民審査による公選の形をとる他は任命によるものである。男女の差別は設けられていないが、資格要件が高いため、女子でその地位を占めるものは現在見られない。

C 公務

一、文官――従來も文官に就任することについて女子を差別する法律上の規定は殆んどなかつた。

A項、B項、C項を通じて女子を差別する規定の少いものは、明治憲法（明治二十二年）に附随して制定されたこれらの法令の制定当時の女子の地位は甚だ低くこういう分野に進出する可能性が考えられなかつたため、あえて差別を設けるや否やが問題にならなかつたものと考察される。（神職についての差別は、かつて神職が主として女子の職業であつた実績があるため特に除外したものといえる。）

結局女子を無能視する思想が根底をなしているのであるから選挙法設定は大正十四年のと相通じるもので当時の婦権擁張の氣運を裏書きするとも見られる。現在は陪審制は行われない。

D 教育及び職業の機會

従來、小学校教育は男女の間に差別なく義務教育とされていたが、男子のみにその後四年ないし五年の義務教育がもうけられていたほか、この調査表には中等教育について細かな項目がないため、はつきり出ていないが、男子中等学校と女子中等学校の間に、甚だしい差別があり高等学校は女子に許されず又女子の専門学校は男子のものより低く扱われていた。

又大学には女子の入学制限は設けられていなかつたが、受験資格の順位は各大学で定めたから（高等学校卒業、又は大学予科卒業を第一順位とした。）女子の入学は事実上阻止された。このような差別的な教育のために女子は高い技能や資格を持つことがまれであつたから職業の分野では法律上直接に女子を差別する規定はなくても、女子の進出は困難で一般に低い職業にしかつけず、又少数の有資格婦人に対しても取り扱い上の差別が不文律として行われ、高級な職業は殆んど閉ざされていた。

しかし、いずれにせよ法律上の差別規定が少なかつたことが幸いして優秀な婦人は僅かではあつたが、高等教育や高級職業に進出した。其の結果文理科大学、東北帝大、九州帝大、北海道帝大が順次女子に門戸を開き、私立大学も数校が入学を許可する様になり弁護士法改正（昭和八年）によつて婦人弁護士も誕生し、女子の実質的

な向上が法制の上にも除々な変化をもたらしていた。又戦時中、男子労働力の代替としての女子の社会的進出のため取り扱い上の差別も漸次緩和されていた。

現在は教育基本法によつて教育における機会均等が保証され、男女共学が認められている。しかし事実上高等教育を受けている女子は男子の一割に過ぎない。又職業の機会についても男女の平等が保証されており、種々新しい分野に進出している女性があるが、一般にはC項(一)と同じことが言える。

E 人権

従来の憲法にも近代國家として当然認めるべき基本的な人権については條文を設けて保証していたが、「法律の範囲内」という限定があつたから、各種の法律によつて國民の基本的人権は男女共に容易に犯され、特に女子に対しては政治上の結社加入を禁じていた。又、家の制度の下における女子の地位は妻の無能力の規定をはじめ男子と甚だしく差別されており、この女子蔑視の思想が女子の社会的地位を低く位置づける根底をなしていたものであり封建的道習の温床となつたものである。

現在は勿論基本的人権は男女共に積極的に保証され、女子の家庭における地位も男子と平等になつている。これは世界各國の法制と比較しても優越的なものであるが、長い間の習慣や偏見が法制上の地位と実際上の地位を大きく隔てているのが現状である。

F 財政法

従来納税については妻が当然扶養家族としての控除をうける以外は特に女子に対する差別規定はなかつたが同居家族の資産は戸主に合算されるという形で妻の資産は夫に課税されていた。現在は課税は夫と妻を別々に対象とするか、申告は連署になつている。これは世界の多くの國に見られる所で、手続き上の便宜のためと考えられる。

なほ同居親族を合算する現在の綜合所得税法は家族制度的な考え方を温存するものといわれるが、近く改正が予定されている。

G 國籍

國籍法は未だ改正を見ていないので、従来も現在も同じもので男子と女子の間に差別がもうけてある。即ち外國婦人と結婚した日本人男子は日本の國籍を保持するが、外國人と結婚した日本婦人は夫の國籍に従い婚姻中、夫の國籍に変動があれば妻はそれに従い子供の國籍は父によつて決定されるのが原則となつているのである。

これは世界の大多数の國に於てほゞ同様であり、國際結婚の多い歐米では不都合な事も多いので、「婦人の地位に関する委員会」はこの差別撤廃を各國政府に要請している。日本でも新らしい國籍法を目下準備中である。

結語

以上によつて明らかな通り日本婦人の現在の法制上の地位は國籍法以外では完全に男子と平等であるが、これはさきに婦人少年局で発行した婦人関係資料集報中の「各國婦人の法制上の地位」に於て見られる。第二次大戦後の多くの國の場合と同様に、必ずしも実際上の地位を示すものではない。即ち従来の法制によつて置位づけられた女子の地位の低さは、法律の変化によつて容易に改め得ぬ習慣や偏見を作り、或は実力資格の不足を残して男女の機会均等を妨げているのであつてこゝに婦人問題が存在するといえよう。

日本婦人の法制上の地位

國際連合経済社会理事会への答申書

（註）○—婦人が男子と同等の権利を持つこと
×—差別されること
—該当しない

空欄—比較の不可能なこと
但し、男女の比較が無意味な場合には、其準を人権におき○は人権が尊重され、×は犯されていることを意味する。

質問	答	備考	基礎となる法律	参照	旧憲法下の地位	新旧比較 一九四九年一月現在	改正前
総括 男女の地位の平等を保証する総括的な規定があるか							
1. 憲法中に	ある		日本國憲法（一九四七年五月三日）第十三條「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」第十四條「すべて國民は、法の下に平等であつて人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的経済的又は社会的関係において、差別されない。」第二十四條「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。配偶者の選択、財政権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。	ない		○	×
2. 他の法律中に	ある			ない		○	×
3. 條約中に	ない		ポツダム宣言にはない。	ない		○	×
			○備考 一九四六年十一月三日新憲法公布（実施は翌年五月三日）以来、その原則たる基本的人権と男女の平等を保証するために多くの法				

		權が改正された。その改正のあるものは全面的に行われ、あるものは從來男子のみを指していた言葉の代りに「日本國民」「國民」等の一般的な言葉をおきかえた程度である。			
(一) 1. **A 選擧權** 女子は選擧權を持っているか	いる		持っていない	○	×
2. それは次によつて保証されているか イ、憲法の條文	いる	**第十五條**「公務員を選定し及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。公務員の選擧については、成年者による普通選擧を保証する。」 **第四十四條**「兩議院の議員及びその選擧人の資格は法律でこれを定める。但し人種、信條、性別、社會的身分、門地、教育、財産又は收入によつて差別してはならない。」	保証されていない	○	×
ロ、特別な法律	いる	衆議院議員選擧法、第五條「日本國民にして年齢二十年以上の者は選擧權を有す。」 參議院議員選擧法、第三條「衆議院議員の選擧權を有するものは參議院議員の選擧權を有する。」 地方自治法、第十一條「日本國民たる普通地方公共團体の住民はこの法律の定めるところにより、その屬する普通地方公共團体の選擧に參與する權利を有する。」第十八條「日本國民たる年齢二十年以上の者で六ヵ月以來市町村の区域内に住所を有する者は、その屬する普通地方公共團体の議會の議員及び長の選擧權を有する。」	保証されていない 衆議院議員選擧權は「帝國臣民たる男子にして年齢二十五年以上の者」に限る。 貴族院議員は公選されない。 地方議会（府縣会、市会、町村会）は市町村公民が選擧するが市町村公民とは「帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子にして二年以來市町村住民たる者」をさすから（地方側）婦人は除外された。	○	×
(二) 女子の選擧權は男子と同等か			該当せず（婦人の參政權なし）		
イ、國会選擧に於て	然	男女を差別する規定なし		○	/
ロ、地域選擧に於て	然	〃		○	/
ハ、地方選擧に於て	然	〃		○	/

ニ、その他の選擧に於て（列記せよ）	然	〃（教育委員） 〃（農地委員） 〃（最高裁判所裁判官國民審査）	（その他の選擧なし）	○	/
ホ、國民投票	然		（國民投票の制度なし）	○	/
(三) 現在女子が選擧權を持たない場合將來一定の條件を滿した上で之を許可すべき法令があるか	該当せず		一切なし	/	/
(四) 夫が選擧權を失つた場合妻も失うか	失わない	妻の選擧權は夫とは無関係	該当せず	○	/
備考、法制上の地位と実際上の地位はどうか		法制上も実際上も何等の差別なし	選擧權はないが婦人團体による國会への嘆願や市政への圧力は行われた。又參政權運動も長い間試みられた。		
B 公職につく資格 (一) 1. 國家的規模における公職に婦人は選擧又は任命される資格があるか イ、行政	ある	**行政官廳法第二條**「各省大臣は國務大臣の中から内閣總理大臣がこれを命ずる」 **憲法第六十八條**「内閣總理大臣は國務大臣を任命する。但しその過半数は國会議員の中から選ばなければならない。」	大臣は天皇が親任した。資格についての特別の條文なし。	○	○
ロ、立法	ある	**衆議院議員選擧法** 第五條「日本國民にして年齢二十五年以上の者は被選擧權を有す。」 **參議院議員選擧法** 第三條「日本國民で年齢三十年以上の者は參議院議員の被選擧權を有する。」	男子のみ國会議員の被選擧權を有する 衆議院——「帝國臣民たる男子にして年齢三十年以上の者」（衆議院議員選擧法） 貴族院——一、皇族の成年男子、二、公侯爵（二十才以上）三、三十才以上の伯子	○	×

ハ、司法	ある	憲法第七十九條「最高裁判所の裁判官の任命はその任命後初めて行われる衆議院議員選挙の際國民の審査に對し、その後十年を經過した後初めて行われる衆議院議員選挙の際更に審査に付しその後も同様とする。」裁判所法第三十九條「最高裁判所長官は内閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する」第四十一條（最高裁判所の裁判官の任命資格）——略　男女を差別する條文なし。	男爵中より互選、四、國家に勲勞あり、又は學識ある滿三十才以上の男子にして勅任せられたもの、五、滿三十才以上の男子にして帝國學士院會員たるものの中から四人（互選）六、多額納税者の滿三十才以上の男子中より勅任」（貴族院令）（註　男子のみが就任できた——華族令）大審院判事は「十年以上判事たる者、又は十年以上檢事、帝國大学法科教授若しくは辨護士にして判事に任ぜられたものの中より補す。大審院長、部長は天皇が親補する。	○	○
2. 地域的乃至地方的規模における公職に女子は選挙又は任命される資格があるか。イ、行政	ある	地方自治法第十九條「日本國民で年齢三十年以上のものは都道府縣知事の被選挙権を有する。日本國民で年齢二十五年以上のものは、市町村長の被選挙権を有する。」	府縣知事は天皇が親任した。（地方官官制）市長は市会で選挙される。名誉職市長は「市公民中選挙権を有する者」に限り、有給市長には制限がない。町村長もこれに準じる。（市制、町村制）	△	○
ロ、立法	ある	地方自治法第十九條「普通地方公共團体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢二十五年以上の者は、普通地方公共團体の議会の被選挙権を有する。」	市町村公民は地方議会（府縣会、市会、町村会）の議員の被選挙権を有するが、市町村公民とは「帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子にして二年以来市町村民たるもの」をさすから婦人は除外された。	×	○
ハ、司法	ある	裁判所法第四十二條（高等裁判所長官及び判事の任命資格）——略　男女を差別する條文なし。	控訴院判事は「五年以上判事たる者又は五年以上檢事帝國大学教授若しくは辨護士にして判事に任ぜられた者」の中から補す。院長は天皇、その他は司法大臣が補す。	○	○

3. 地方公共團體の選挙において、役職につく資格に男女の差異があるか			（註　判事たる資格者は「三年以上帝國大学法科教授若しくは辨護士たるもの又は一年六月以上試補として実務の修習をし、考試を経たもの」裁判所構成法）	／	｜
イ、法人組織のもの　ロ、法人でないもの	ない	すべての地方公共團体は法人組織			
4. 女子が立法職につき得る場合委員会にも入れるか	然	國會法第四十二條「議員は少くとも一箇の常任委員となる」	極めてまれに、方面委員、人事調停委員に女子が選ばれた。	○	｜
(二) 右の他の公職に女子は選挙又は任命され得るか（説明せよ）		憲法の規定により婦人は総ての公職に選挙又は任命され得る。現在では右の公職の他に婦人のついている委員会が約二百ある。とくに婦人の活潑なのは民生委員、児童福祉委員、家庭裁判所調停委員、優生保護委員等である。	法律的には差別がないが実際には差別された。	○	△
(三) 女子が公職につき得る場合左の点で男子と差別があるか。					
1. 資格	ない			○	○
2. 無資格	ない			○	○
3. 任務	ない			○	○
4. 権限	ない			○	○
5. 報酬	ない			○	○
6. 期間	ない			○	○
(四) 1. 女子が公職につくのを妨げる特別の制限のない場合、間接に制限するものがあるか例えば婦人が参政権をもた	ない		民法における妻の無能力の規定に明らかにあらわれている如く婦人を無能視する観念が事実上婦人の公職に就くのを不可能にした。	×	×

ない國に於て参政權の有無を公職につく資格とする如き）					
2. 女子を除外する公職があるか。	ない		ある。立法面に於ては全面的に法律で除外され行政司法面でも事実上除外した。	○	×
3. 女子のみに限つた公職があるか。	ない		なし	—	—
4. 女子が公職につけない場合例外があるか。	—			—	—
備考 法制上の地位とは別に実際の地位はどうか。独身者の場合		法制上の制限はないが過去における教育、職業の機会不均等のため、有識、有経驗の婦人は少く、従つて公職にある婦人の數は男子より甚だ少い、独身、既婚者による差別はない。	法制上の地位より実際上の地位は更に低く、公職は女子に対して全く閉されていたにひとしい。		
C 公務					
一、文官					
(一) 1. 文官職に婦人がつけるか。	つける	國家公務員法	日本臣民は法律の定むる所の資格に應じ均く文武官に任ぜられ又、その他の公務に就く事を得（旧憲法）	○	○
2. つける場合左の事項に於て男子と差別があるか。		第二十七條「すべて國民はこの法律の適用について平等に取扱われ人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて差別されてはならない」	文官任用令には女子を差別する條文なし 法律上は差別はもうけないが、取り扱い上差別された。	○	○
イ、要件	ない				
ロ、資格	ない				
ハ、無資格	ない				
ニ、試驗	ない				
ホ、優先権	ない				
ヘ、割当人数	ない				
ト、地位	ない				

チ、任務	ない				
リ、報酬	ない				
ヌ、昇進の機会	ない				
3. 退職手当は男女同じか。		失業保険法			
イ、年齢要件	然	女子を差別する條文なし	法律上は差別をもうけないが取り扱い上差別された。	○	○
ロ、勤続年数	然				
ハ、金額	然				
ニ、寡婦又は寡婦手当	然				
ホ、遺児への手当	然				
ヘ、傷害手当	然				
(二) 1. 公務員試驗詮衡委員に婦人が入れるか	入れる	國家公務員法 第五條「人事委員は人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ人事行政に関し識見を有する年齢三十五年以上の者の中から両議院の同意を経て内閣が、これを任命する。」	法令上男女の差別はないが、高等試驗詮衡委員会、文官詮衡委員会に事実上婦人の入つたことなし。		
2. 公務員を任命する委員会に婦人が入れるか	—	任命委員会の制度なし。	任命委員会なし。（高等文官は内閣、他は各省が任命）	—	—
(三) 1. 婦人の公務員は男子の公務員と別々に働くか、一緒に働くか	一緒			○	○
2. 結婚は婦人にとつて障害となるか					
イ、任官の時	否			○	○
ロ、勤務継続に	否			○	○
3. 母性保護の規定があるか	否	國家公務員法には母性保護の規定はないが労働基準法中の基定を準用する。	なし	○	×

		勞働基準法第六十五條「使用者は六週間以内に出產する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。使用者は產後六週間を經過しない女子を就業させてはならない。但し、產後五週間を經過した女子が請求した場合において、その者について醫師が支障ないと認めた業務につかせることは差支えない。使用者は、妊娠中の女子が請求した場合においては、他の輕易な業務に轉換させなければならない。」 第六十六條「生後滿一年に達しない生兒を育てる女子は、第三十四條の休憩時間の外、一日二回各少くとも三十分、その生兒を育てるための時間を請求することができる。使用者は前項の育兒時間中は、その女子を使用してはならない。」	(月給制度で三ヶ月以内の病氣欠勤がみとめられていたから出產の場合にもその範囲内で休業した)		
(四) 1. 外交官、領事職に婦人がつけるか	つける	外務省令二號、外交官、領事任命試驗規則 第四條「外交官、領事官採用試驗を受けようとする者は高等學校高等科を卒り若しくは大學予科を終了した者、又は文部大臣の定めるところにより、これと同等以上の學力を有すると認める者及び高等試驗予備試驗に合格した者であることを要する。」	制限する法律はないが高等試驗外交科を受驗した女子は一人もいない。	○	○
2. 婦人が外交官、領事職につける場合次の点に於て男子と同じに扱われるか					
イ、資格	｜				
ロ、無資格	｜				
ハ、割当人数	｜				
ニ、試驗	｜				
ホ、地位	然				
ヘ、昇進	然				
ト、その他	然				

(五) 宗教的地位が公務ならば男子と女子と平等につけるか	｜	宗教的地位は公務でない 憲法第二十條「信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團体も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。」	二十才以上の男子のみ。 (官國幣社以下神社神職任用令)	｜	×
(六) 敎育が公務ならば、敎職に男子と女子と同等につけるか	然	公立學校における敎職は公務で男女平等につける。 前出 國家公務員法第二十七條	公立学校における敎職は公務女子は原則として中等学校以上の敎員になれない。但し國家試驗によつてその資格を得たものや、美術、音樂学校は例外。	○	△
(七) 女子のみのつける公務があるか	ない	公職におけると同じ	法制上の差別規定は少ないが、敎育制度の上に著しい差別があつたために女子の有資格者が極めて少なかつたから、女子の進出は甚だ困難であつた。この項目における差別規定の少ないのは、平等の精神というよりは、女子の進出の可能性を考慮外においたゝめと考えられる。獨身者と妻との間に差別はない。		
○備考 法制上の地位の如何に拘らず實際上の地位はどうか 獨身者の場合 妻の場合					
二、軍務及び勞務					
(一) 1. 婦人は軍務に イ、つくことができるか		日本には男女ともに軍務なし 憲法第九條「日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に要求し、國權の發動たる戰爭と武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛爭を解決する手段としては永久にこれを放棄する。 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戰力は、これを保持しない。國の交戰權はこれを認めない。」	「帝國臣民たる男子」のみが兵役の義務をおう。(兵役法)	｜	×
ロ、つかなければならないか	｜				
2. 婦人の軍務は イ、正規軍務と異るか	｜			｜	｜
ロ、正規軍務に加わるか	｜			｜	｜

3. 婦人の軍務に関する規定は男子とどれ程異るか	／			／	／
イ、年令	／			／	／
ロ、資格	／			／	／
ハ、免除	／			／	／
ニ、任務	／			／	／
ホ、報酬	／			／	／
ヘ、退役手当、保險制度	／			／	／
ト、出征手当	／			／	／
チ、その他	／			／	／
(二) 1. 婦人は強制労働につくか			國民徴用令による動員は女子を除外した。但し挺身隊令、学徒勤労挺身隊令によつて勧告の形による強制労働が行われた。既婚者の除外その他女子に対して保護的差別が設けられた。		
イ、戦時	つかない	憲法第九條（前出）		○	○
ロ、平時	つかない	憲法第十八條「何人もいかなる奴隷的拘束もうけない。又犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」		○	○
2. 強制労働の條件は男子と女子と同じか				／	△
イ、年令	／			／	／
ロ、免除	／			／	／
ハ、仕事の程度	／			／	／
ニ、地域	／			／	／
ホ、報酬	／			／	／
ヘ、その他	／			／	／
(三) その他、婦人に対する強制的な任務や制限があるか	ない	憲法第十八條（前出）	防空演習	◎	×

三、陪審		日本には現在陪審制度なし	「陪審員は帝國臣民たる男子にして満三十才以上なること」（陪審法）		×
(一) 婦人は					
1. 陪審員になれるか	／			／	／
2. 強制的に陪審員にさせられるか	／			／	／
3. 望むときに陪審できるか	／			／	／
4. 民事裁判のみ陪審し刑事はしないか	／			／	／
5. 陪審員としての資格、無資格、除外の條件は男子と同じか	／			／	／
6. その他の差別待遇又は特別待遇があるか	／			／	／
(二) 婦人のみの陪審を必要とする場合があるか、又は婦人を一部加えなくてはならない場合があるか	／			／	／
D、教育及び職業の機會					
(一) 女子に義務教育があるか、何才までか	ある	初等教育六年、中等教育三年、満十五才に達した日の属する学年の終りまで。 教育基本法第四條「國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う」 學校教育法第二十二條「保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう、以下同じ）は、子女の満六才に達した日の翌日以後における最初の学年の初から、満十二才に達した日の属する学年の終りまで、これ	十二才まで（初等教育） 男子は青年学校令によつて更に四年又は五年の就学義務があつた。	◎	×

(二) 1. 女子のための公立初等学校があるか。	ある	を小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う」 第三十九條「保護者は、子女が小学校の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五才に達した日の属する学年の終りまで、これを中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う」 学校教育法第二十二條（前項）	あつた。（國民学校）	○	○
2. 女子のための公立中等学校があるか。					
イ、下級中学	ある	学校教育法第三十九條（前出）	あつた。（高等女学校）	○	○
ロ、上級中学	ある	日本國憲法第十四條（總括の項を見よ） 教育基本法第三條 日本國憲法第二十六條 学校教育法第四章（略） 日本國憲法第十四條第二十六條（前項） 教育基本法第三條（前項）	なかつた。	○	×
3. 公立初等学校は男女共学か	然	教育基本法第五條「男女は互いに敬重し協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は認められなければならない。」	國民学校令においては原則として男女別だが三学年以下は一諸でもよかつた。		
4. 公立中等学校は男女共学か イ、下級中学	然	教育基本法第五條（前項）	男子の学校（中学校）と女子の学校（高等女学校）と別々に設けられていた。		
ロ、上級中学		共学のものと男女別のものと両方ある。	該当しない。（高等学校は男子だけのものであつた）		
5. 公立下級中等学校が男女共学でない場合、女子の学校が男子の学校と次の点で差異があるか		該当しない			
イ、公的補助金	/		比較できない。		
ロ、職員の報酬	/		比較できない。		
ハ、入学資格	/		同じ（國民学校卒業）		
ニ、学課	/		高等女学校は「婦徳の涵養に留意すべきもの」として、家庭的な学課が多く、科学的、技術的な学課の程度は、男子よりはるかに低かつた。	/	
ホ、卒業後の資格	/		女子は高等学校入学資格を獲得しない。	—	
6. 公立上級中学が男女共学でない場合女子の学校は男子の学校と次の点で差異があるか			該当しない。（女子の公立上級中学なし）		
イ、公的補助金	ない			○	/
ロ、職員の報酬	ない			○	/
ハ、入学資格	ない	学校教育法第四十七條「高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者……」		○	/
ニ、学課	ない	教育基本法第三條（前出）但し選択課目として女子に家庭科あり。		○	/
ホ、卒業後の資格	ない	差別する條文なし。		○	/
(三) 1. 中等高等学校程度の女子の公立商業技術学校があるか	ある		あつた。	○	○
2. それは共学か	一部		共学ではない。		
3. 共学でない場合、そして女子の学校のある場合、女子の学校の課程は左の点に於て男子					

の学校と同じか					
イ、入学資格	然	教育基本法第三條（前述）	同じ。（國民学校卒業）	◎	○
ロ、職員及びその報酬	然	学校教育法──差別的條文なし	比較できない。	○	/
ハ、経営及び施設費	然		比較できない。	○	/
ニ、学校数	/	（目下は男子学校の方が多いが学校数に関する規定なし）	男子校の方が多い。	/	×
ホ、学課	然		性別によつて当然違う。		
ヘ、卒業免状	然		同じ	○	○
（四）1. 公立の大学、専門学校は女子にも開放されているか	然	教育基本法第三條（前述）	法律上開放されていたが入学資格の順位は各大学で定めた。（大学規定）	○	△
2. 私立の大学専門学校は女子にも開放されているか	一部	学校教育法「大学に入学することのできる者は高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は監督庁の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。」	公立学校に同じ。	○	△
3. 女子高等教育が行われている場合					
イ、女子だけの大学、専門学校があるか	然		大学なし、専門学校はあつた。	○	△
それは称号を与えることができるか	然	六十三條「大学に四年以上在学し、一定の試験を受けこれに合格した者は、学士と称することができる」 六十八條「大学院をおく大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。」	できない。	○	/
ロ、共学の大学や専門学校があるか	然		あつた。同志社、音楽美術学校等。	○	○
4. 共学の大学や専門学校に女子の入学が許されている場合次の点に於て男子と同等か					
イ、人員制限	/	（該当制度なし）	該当制度なし。	/	/

ロ、入学資格	然	学校教育法差別的條文なし。	〃	○	○
ハ、入学試験	然		〃	○	○
ニ、学科	然		〃	○	○
ホ、進級卒業	然		〃	○	○
ヘ、称号獲得資格	然		〃	○	○
ト、称号、免状、証書の授与	然		〃	○	○
（五）1. 大学程度の技術、職業学校は婦人に開放されているか	然	教育基本法、学校教育法（前述）	法律上開放されていたが入学資格の順位は各校で定めた。	○	△
2. 開放されているならば婦人は次の点に於て男子と同等か					
イ、人員制限	/	（該当制度なし）		/	/
ロ、入学資格	然	学校教育法──差別的條文なし。		○	○
ハ、大学試験	然			○	○
ニ、学課	然			○	○
ホ、進級及び卒業	然			○	○
ヘ、称号獲得資格	然			○	○
ト、称号、免状、証書の授与	然			○	○
（六）1. 有資格婦人はすべての職業につけるか	然	日本國憲法第十四條「すべての國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」 第二十二條「何人も公共の福祉に反しない限り、居住移轉及び職業選択の自由を有する。」	有夫の婦人は夫の許可を要した。（民法）	◎	△
2. 如何なる職業が婦人に閉されているか	/	適用せず。	高級な事務的な仕事は殆んど閉されていた。	/	×

3. 婦人が職業につける場合、左の点に於て男子と同等か
イ人員割当
ロ、資格
ハ、報酬

4. 政府又は公認の機関によつて開業の許可が行われている場合、その認定試験は
イ、男子と同じ條件で女子も受けられるか
ロ、女子には閉されているか
ハ、女子も受けられる場合左の点で差別されるか
(1) 試験題目
(2) 試験程度
(3) その他

5. 職業組合にどの程度まで女子に開放されているか

6. 個人權

然 然 然 否 然 否 否 否

労働基準法第四條「使用者は労働者が女子であることを理由として、賃金について男子と差別的取扱いをしてはならない。」

全面的に開放されている。

法律上差別がないが、取扱上差別が行われた。

殆ど補助的な分野に限られていた。

備考

この質問表にはないが中等教育において男女の課程に甚だしい差別を設け、又高等学校に女子の入学を許さなかつたため、女子の大学入学は極めて困難であつた。

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○

(1) 人権を保障する憲法その他の法律があるか

然

日本國憲法第十一條「國民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び將來の國民に與えられる。」

第十二條「この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。」

第十三條「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」

第十四條（前出）

第十六條「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關し、平穏に請願する権利を有し、何人もかゝる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」

第十七條「何人も、公務員の不法行爲により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團体に、その賠償を求めることができる。」

第十八條「何人も、いかなる奴隷的拘束もうけない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いてはその意に反する苦役に服させられない。」

第十九條「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」

第二十條「信教の自由は何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教團体も、國から特権をうけ、又は政治上の権力を行使してはならない。何人も宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に參加することを強制されない。國及びその機関は宗教々育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない。」

憲法に人権を保障する條文があるが、法律によつて[illegible]國民の権利が[illegible]された。

「日本臣民は相当の敬礼を守り、別に定むる所の規定に從い請願をなすことを得」旧憲法「政治に関し上書、建白その他の請願を爲し又は演説若しくは文書を以て意見を公にしたる者は三年以下の禁錮に処す」（陸軍刑法海軍刑法）國家賠償の保証なし

國民徴用令によつて強制労働に服役した。

「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於いて信教の自由を有す」（旧憲法）

しかし神道は國教として特に強制された。
（神社法）

○ ○ ○ ○ ○

△ × × △ △

第二十一條「集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。檢閲はこれをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。」

第二十二條「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選択の自由を有する。何人も外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。」

第二十三條「學問の自由は、これを保障する。」

第二十四條「婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。配偶者の選択、財産權、相續、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は個人の尊嚴と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」

第二十八條「勤勞者の團結する權利及び團体交渉その他の團体行動をする權利は、これを保障する。」

第二十九條「財産權はこれを侵してはならない。」

第三十一條「何人も法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。」

「日本臣民は法律の範圍内において言論、著作、印行、集會及結社の自由を有す」（旧憲法）

しかし法律によつて言論、出版、集會、結社は嚴重な取締りをうけた。（治安警察法、治安維持法、『言論出版集会結社等臨時取締法』その他）女子は政治上の結社に加入出來ない（治警法）

「日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるゝことなし」（旧憲法）

但し治安維持法、刑事訴訟等によつて犯罪容疑者の信書は押收、檢閲をうけた。

「日本臣民は法律の定むる範圍内に於て居住及移轉の自由を有す」（旧憲法）

住居の制限をうけた（國防法）

民法の規定によつて夫婦婚姻及び家族に關する事項は個人の尊嚴と兩性の平等を侵されていた。

政治に關する結社、公事に關する結社として彈圧された（治安警察法）

「日本臣民は其の所有權を侵さるゝことなし」（旧憲法）

「日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし」（旧憲法）しかし法律によつて容易に拘禁された（治安維持法行

◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○

× ○ × × ×

第三十二條「何人も裁判所において裁判を受ける權利を奪われない。」

第三十三條「何人も現行犯として逮捕される場合を除いては、權限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつている犯罪を明示する令状によらなければ逮捕されない。」

第三十四條「何人も理由を直ちに告げられ、且つ直ちに弁護人に依頼する權利を與えられなければ、抑留又は拘禁されない。又何人も正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」

第三十五條「何人もその住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押收を受けることのない權利は第三十三條の場合を除いては正當な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押收する物を明示する令状がなければ、侵されない。捜索又は押收は、權限を有する司法官憲が発する各別の令状によつてこれを行う。」

第三十六條「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」

第三十七條「すべて刑事事件においては、被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判をうける權利を有する。刑事被告人はすべての証人に対して審問する機会を充分に與えられ、又、公費で自己のために強制的手續により証人を求める權利を有する。刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。」

第三十八條「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。強制拷問若しくは脅迫による自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された

政執行法その他）

「日本臣民は法律の定める裁判官の裁判を受ける權を奪はるゝことなし」（旧憲法）

しかし警察署長は違警罪即決できた。（違警罪即決令）

容易に逮捕された。（治安維持法、行政執行法、その他）

治安警察法、治安維持法、行政執行法、違警罪即決令等で被容疑者は容易に抑留された。

「日本臣民は法律に定めたる場合を除く他その許諾なくして住所に侵入せられ及捜索せらるゝことなし」（旧憲法）

治安維持法、國防保安法、行政執行法等によつて官憲はこれを行つた。

治安維持法、治安警察法によつてこれらの權利は脅かされていた。

同　右

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

× × × × × × ×

		…後の自白は、これを証拠とすることができない。何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ、又は刑罰を課せられない。」			
		第三十九條「何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。」	同右	○	※
		第四十條「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」	同右	○	××
		第八十二條二項「裁判所が裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行うことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する國民の権利が問題となつている事件の対審は常にこれを公開しなければならない。」 **第九十七條**「この憲法が日本國民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過去幾多の試錬に堪え、現在及び將來の國民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」 **ポツダム宣言十條**「……日本國政府は日本國々民の間に於ける民主々義的傾向の復活强化に對する一切の障礙を除去すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は確立せらるべし。」		○	×
2. "All men"、"All Persons"の何れの言葉が用いられているか		「國民」 "All Person"が用いられている。	「臣民」が用いられている。	○	/
3. 女子は次の諸点について男子と同等の自由を持つか			女子なるゆえの差別なし。		

イ、信仰の自由	然	日本國憲法、第十四條、第廿條		○	○
ロ、言論の自由	然	〃 第十四條、第廿一條		○	○
ハ、集会の自由	然	〃 第十四條、第廿一條		○	○
ニ、不当捜索及び檢束からの自由	然	〃 第十四條、第卅三、第卅四、第卅五		○	○
(二) 1. 女子は法廷に於て男子と同等に扱われるか			女子なるゆえの差別なし。		
イ、出廷に関して	然	〃 第卅二條		○	○
ロ、辯護人による代理	然	〃		○	○
ハ、通告	然	〃 第卅三條		○	○
ニ、公正にして充分な裁判をうける権利	然	〃 第卅二條、第卅四條、第卅七條、第卅八條、第四十條		○ ○	○ ○
ホ、陪審官による裁判をうける権利	/	現在陪審制度なし	/	/	/
2. 民事裁判における体刑は					
イ、男子に対して行われるか	否	民事事件に対して体刑を行うことなし	民事事件に対して体刑を行うことなし。	○	○
ロ、女子に対して行われるか	否				
(三) 右の他に男子のみ又は女子のみに保証される人権があるか	否	人権上男女の差別なし 前出(E人権(一)1の欄参照)	民法によつて女子は身分上に制約をうけ人権を侵されることが多かつた。	○	×
(四) 1. 女子は、國籍、人種、宗教、政党に無関係に配偶者を選択する権利があるか	然	憲法第廿四條(前出)	國籍、人種、宗教、政党には関係ないが、結婚には双方の家の戸主の同意が必要、又廿五才まで父母の同意も必要	○	△
2. 男子は國籍、人種、	然		双方の家の戸主の同意が必要、又卅才まで父母の同意も必要	○	○

宗教政党に無関係に配偶者選択の権利があるか					
3. 女子は結婚後自分の財産を管理する権利があるか	然	制限なし	妻の財産は夫が管理した。（旧民法）	○	×
4. 女子は結婚後法律行爲を行うことができるか	然	制限なし	妻は無能力者で、夫の許可なしに借金したり、ものを買ったり就職したりすることはできない。（旧民法）	○	×
5. 夫の不貞行爲は離婚原因になるか	然	**民法第七七〇條**「夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。 一、配偶者に不貞な行爲があつたとき。	妻の姦通だけが離婚原因になつた。（旧民法）	○	×
6. 妻は子供に対して親権をもつか	然	**民法第八一八條**「親権は父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。」	妻は原則として親権をもたない。親権を行う場合には親族会の制約をうけることがある。（旧民法）	○	×
7. 離婚した場合女子は子供の親権者になれるか	然	**民法第八一九條**「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。」	原則としてなれない。（入夫婚姻の場合、父が去つたときは、その「家」の母が親権者になる。）（旧民法）	○	×
8. 妻は夫の財産を相続できるか	然	**民法第八九〇條**「被相続人の配偶者は常に相続人となる。」	原則としてできない。（家督相続人のいない場合、低い順位で相続人となることがあつた。）（旧民法）	○	×
9. 女子は父母の財産を相続できるか	然	**民法第八八七條**「被相続人の直系卑属は左の規定に従つて相続人となる。 一、親等の異なつた者の間では、その近い者を先にする。 二、親等の同じである者は、同順位で相続人となる。」	原則としてできない。家督相続人は原則として嫡出の長男がなつた。一人娘の場合は相続できた。又遺産相続の場合にはできた。（旧民法）	○	×
それは男子と同等に行われるか	然	**民法第九〇〇條**「同順位の相続人が数人あるときはその相続分は、左の規定にしたがう。 四、直系卑属、直系尊属又は兄弟、姉妹が数人あるときは、各自	女子が相続を行つた場合には女子なるがゆえの差異はない。（旧民法）	○	○

F 財政法		の相続分は相等しいものとする。」			
(一) 1. 女子は男子と同様に人頭税を納入する義務があるか		人頭税の制度なし	人頭税の制度なし。		
(二) 1. イ、妻は資産又は收入に関して別の申告書を提出するか		所得税法廿一條（略）——同居親族は連署で出す	申告制度なし。		
ロ、妻は夫と共同の申告書を呈出するか	然				
ハ、妻の財産は夫に課税されるか	否	**所得税法第十三條**「同居親族の課税所得税額は、これを合算し、その総額に対し税率を適用して計算した金額を各々その課税所得額に按分して、各々その税額を定める。」	同居親族の所得として戸主に課税された。	○	×
2. 所得税の條文は男子と女子と同じか	然	所得税法（差別する條文なし）	妻は扶養家族として控除額の基準となつた。	○	○
(三) 相続税は男子と女子と同じに課せられるか	然	相続税法（男女を差別する條文なし）	差別する規定はないが女子が相続を行うことはきわめてまれであつた。	○	○
(四) 贈與税は男子と女子と同じに課せられるか	然	所得税法（男女を差別する條文なし）		○	○
(五) その他の税法中女子と男子と差別しているものがあるか	否			○	○
G 國籍					
(一) 1. 婦人は外國人と結婚すると國籍を失うか					
イ、当然に（一定期間内における國籍回復	否				

の権利を保持し又は保持しないで）					
ロ、自己の意志によつて	否			/	/
ハ、他の要件を満した場合	然	國籍法第十八條「日本人が外國人の妻となり夫の國籍を取得したるときは日本の國籍を失う。」	同上	△	△
ニ、如何なる場合にも失わない	否			/	/
2. 外國婦人が日本人と結婚したときは イ、日本人になるか					
(1) 当然に（一定期間内における夫の國籍離脱の権利を保持し又は保持しないで）	然	当然日本人になり、一定期間内に夫の國籍を離脱する権利はもたない國籍法第五條「外國人は左の場合に於て日本の國籍を取得す、一 日本人の妻となりたるとき」	同上	/	/
(2) 自己の意思に従つて	否				
(3) 他の要件を満した場合	否				
ロ、帰化の手続きを要するか、その場合通常の帰化要件の例外があるか	否				
3. 結婚による國籍の取得喪失に関する法律は男子と女子と差別があるか	然	1. 日本人の男子が外國人の女子と結婚した時は國籍を失わない。 2. 日本の女子が外國人の男子と結婚した時に、相手の國籍を取得するという條件で日本の國籍を失う。	同上	×	×

（二）1. 結婚後夫が國籍を失つた場合妻にも及ぶか イ、帰化の場合 ロ、國籍離脱の場合	然	國籍法第廿一條「日本の國籍を失いたる者の妻及び子が其者の國籍を取得したるときは日本の國籍を失う。」 （現在の國籍法中には（ハ）の場合以外に國籍の離脱を認めない。但し之は憲法の「國籍離脱の自由」に反するものであるから、來るべき改正に於て処置がとられることとなろう。） 第廿條の三「前條第二項の外國以外の外國に於て生れたるに因りてその國の國籍を取得したる日本人が其國に住所を有する時は法務総裁の許可を得て日本の國籍の離脱を爲すことを得。 前條第二項の規定は前項の規定により國籍の離脱を爲したる者に之を適用す。」 夫と妻が共に米國、アルゼンティン、ブラジル、カナダ、チリー、ペルーの何れかの國で生れその國の國籍を有するとき、夫が日本の國籍を失う場合には妻も失う。 國籍法第廿條の二「勅令を以つて指定する外國（上記）に於て生まれた子によりてその國の國籍を取得したる日本人は命令の定むる所により日本の國籍を留保するの意思を表示するに非ざればその出生の時に遡りて日本の國籍を失う。前項の規定に依る指定前、其の指定せられたる外國に於て生まれたるに因りて其の國の國籍を取得したる日本人当該外國の國籍を有し且つ其の國に住所を有するときは其の志望に依り日本の國籍の離脱を爲すことを得。 前項の規定に依り國籍の離脱を爲したる者は日本の國籍を失う。 第廿二條の三「前條の規定は離婚又は離縁に因りて日本の國籍を失いたる者の妻及び子には之を適用せず、但し妻が夫の離縁の場合に於て離婚をなさず、又は子が父に随いて其の家を去りたるときは此の限に在らず。」	同上	△	△
ハ、その他の場合	然			×	×

2. 外國人である夫が結婚後日本の國籍を取得した場合これは妻にも及ぶか イ、帰化の場合	然	國籍法第廿一條（前出）	同上
ロ、その他の場合	然	國籍法第十三條「日本の國籍を取得する者の妻は夫と共に日本の國籍を取得せざりしときは第七條第二項に掲げたる條件（滿廿年以上にして本國法により能力を有すること）を具備せざるときといえども帰化を爲すことを得」 1. 夫が日本人たる父又は母によつて認知されたとき。 2. 夫が日本人の養子となつたとき。 國籍法第五條「外國人は左の場合に於て日本の國籍を取得す…… 3. 日本人たる父又は母によりて認知せられたるとき、4. 日本人の養子となりたるとき」 5. 夫が日本の國籍を回復したとき。 國籍法第廿六條「第廿條乃至第廿一條の規定によつて日本の國籍を失いたる者が日本に住所を有するときに、法務總裁の許可を得て日本の國籍を回復することを得。但し、第十六條に掲げたる者（帰化人、帰化人の子にして日本の國籍を取得したる者、及び日本人の養子が日本の國籍を失いたる場合は此の限りにあらず。	同上
（三）1. 妻は自らの権利に於て國籍を放棄できるか イ、夫と關係なしに	然		同上
ロ、夫の同意を得て	否		
2. 外國人である夫をもつ外國人である妻は自らの権利に於て帰化できるか イ、夫と關係なしには	否	國籍法第八條「外國人の妻は其の夫と共にするに非ざれば帰化をなすことを得ず。	同上
	/ ○		×
	/ ○		×

ロ、夫の同意を得れば	否		
（四）1. 結婚が解消された場合 イ、妻は結婚によつて失われた國籍を回復するか (1) 當然に	否		
(2) 一定の要件を滿した場合	然	國籍法第廿五條「婚姻によりて日本の國籍を失いたる者が婚姻解消の後日本に住所を有するときは、法務總裁の許可を得て日本の國籍を回復することを得。」	同上
ロ、妻は結婚によつて得た國籍を持ちつゞけるか、持ち續けない場合 (1) 當然失うのか	否		
(2) 一定の條件を滿たせば失うか	然	元の國籍を回復し得れば。 國籍法第十九條「婚姻又は養子緣組によりて日本の國籍を取得したる者は離婚又は離緣の場合に於て其外國の國籍を有すべきときに限り日本の國籍を失う。」	同上
（五）夫と妻の國籍が異る場合本國人である妻がその國籍を子供に與える権利は イ、夫と同等か	否		
ロ、夫より大きいか	否		
ハ、夫より少いか	然	1. 父が分らないとき、又は國籍をもたないとき。 國籍法第三條「父が知れざる場合又は國籍を有せざる場合に於て	
	×		×
	×		×

ニ、全然ない
ホ、子供に發言權があるか
イ、未成年の時
ロ、成年後

(六) 1. 移民法に於て婦人の國籍は夫の事項に影響するか
イ、外國人である夫の入國許可
ロ、外國人である子供の入國許可
ハ、外國人である両親の入國許可
2. この場合夫の國籍は如何なる影響をもつか

— ない ない — — — —

母が日本人なるときはその子供之を日本人とす。」
2. 母によつて認知されたとき。
國籍法第五條「外國人は左の場合に於て日本の國籍を取得す。
三、日本人たる父又は母に依りて認知せられたるとき。」
第六條「外國人が認知によりて日本の國籍を取得するには左の條件を具備することを要す。
三、父母の中先づ認知を爲したる者が日本人なること。」

該文なし

現在移民法は無効となつている。

備考

男女の平等を基礎とした國籍法が目下審議中である。現行國籍法が憲法の條文に抵觸するときは憲法が優先する。

— — — — × ×

— — — — × ×

Legal Status of Japanese Women

—Answers to Questionnaire from UNO—

Women and Minors' Bureau, Labor Ministry

JAPAN

Answers to Questionnaire on the Legal Status and Treatment of Women

GENERAL

Are there any provisions of general nature guaranteeing equality of women with men?

1. In the constitution.....Yes
2. In legislative enactive....Yes
3. In treaty obligations.....No

The relevant provisions are embodied in

The Constitutioneffected May 3, 1949.

The text of these provisions is as follows:

Art. 13. All of the people shall be respected as individuals. Their right to life, liberty and the pursuit of happiness shall, to the extent that it does not interfere with the public welfare, be the supreme consideration in legislation and in other governmental affairs.

Art. 14. All of the people are equal under the law and there shall be no discrimination in political, economic, or social relations because of race, creed, sex, social status or family origin.

Art. 24. Marriage shall be based only on the mutual consent of both sexes and it shall be maintained through mutual cooperation with the equal rights of husband and wife as a basis. With regard to choice of spouse, property right, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family laws shall be enacted from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.

Observations

Since the promulgation of the new Constitution on 3 November 1946, (enforced May 3, 1947) numerous changes in law have implemented the guarantees of fundamental human rights and equality of sexes made therein. These have consisted both of substantial reforms and formal changes such as substitution of such general terms as "Japanese citizens," "people," "persons," etc., in place of phrases referring to men alone.

A. FRANCISE

1. Are women allowed to vote?.....Yes
2. If so, is this right guaranteed by
   (a) a constitutional provision.....Yes
   (b) a specific legislative provision.....Yes

The relevant provisions are embodied in:

The Constitution, Local Autonomy Law

Law regarding the Election of the House of Representatives

Law regarding the Election of the House of Councillors

The texts of these provisions are as follows

The Constitution

Art. 15. The people have the inalienable right to chose their public officials and to dismiss them. Universal adult suffrage is guaranteed with regard to the election of

public officials.

Art. 44 The qualifications of members of both Houses and their electors shall be fixed by law. However, there shall be no discrimination because of race, creed, sex, social status, family origin, education, property or income.

Local Autonomy Law

Art. 11. Any inhabitant of an ordinary local public body who is a citizen of Japan shall, in pursuance of the present Law, have the right to participate in the election of the ordinary local public body to which he belongs.

Art. 18. Any person who, being a citizen of Japan of twenty years of age or over, has had his residence within the area of a city, town or village for six consecutive months at a given date, shall have the right to vote at the election of the assembly-men or the chief of the ordinary local public body to which he belongs.

Law regarding the Election of the House of Representatives

Art. 5. Any Japanese national who is over twenty years of age shall have the right to vote in the election of the House of Representatives.

Law regarding the Election of the House of Councillors

Art. 3. Any person who has the right to vote in the election of the members of the House of Councillors.

II. 1. Is the franchise of women co-extensive with that of men in

(a) National elections .....Yes

(b) Regional elections .....Yes

(c) Local or municipal elections .....Yes

See answer question 1

(d) Any other elections (stating what elections these are)

Board of Education

Land Commission

(e) Referenda

Judges of the Supreme Court

2. If the franchise in any of the cases differs between men and women, what are the differences as to

(a) Age requirements .....none

(b) Residence requirements .....none

(c) Property requirements .....none

(d) Literacy requirements .....none

(e) Any other requirements .....none

(f) Disqualifications .....none

The relevant provisions are embodied in:

There is no provision specifying any difference between men and women.

III. 1. If women do not at present have the right to vote, is there any legislation which may give them this right in the future upon the ful filment of certain prerequisites (state the prerequisites)

Not applicable—see answer question I.

2. If the franchise does not extend to women, are there exceptions to this?

Not applicable—see answer question I.

IV. If women may vote, are the disabilities on voting imposed upon a husband also imposed upon his wife, or is her right to vote independent of his?

Her right to vote is independent of his.

The relevant provisions are embodied in: None

B. ELIGIBILITY TO HOLD PUBLIC OFFICE

I. 1. May women be elected and/or appointed to publid office in the national sphere?

(a) As executive .....Yes

(b) In the legislative body .....Yes

(c) In judicial offices .....Yes

2. May woman be elected and/or appointed to office in regional or local spheres?

(a) As executives .....Yes

(b) In the legislative .....Yes

(c) In judicial offices .....Yes

3. In local governmental unit elections is there a difference in eligibility of women for office in

(a) Incorporated governmental units .....No*

(b) Unincorporated governmental uniis···No answer

*(All local governmental units in Japan are incorporated)

4. If women may be elected to legislative offices are there provisions to include them on legislative committees.

Yes

The relevant provisions are embodied in:

The Diet Law

The text of these provisions is as follows:

Art. 41. Standing Committee members shall be selected by each House at the beginning of a session and they shall serve during the term of their office as Diet members. Each member shall serve on at least one Standing Committee brt cannot serve concurrently on more than three Standing Committes.

II. May women be elected and/or appointed to public office other than those already mentioned (State office and give information as to any special restrictions placed upon a woman incumbent).

As the Constitution provides for the equal status of women with men, they may be elected and appointed to any public office. At present, beside the above mentioned public offices, there are nearly 200 commissions to which woman as well as man are appointed. Major commissions in which women are most active are the Welfare Commission, Child Welfare Commission, Conciliation Commission of the Court of Domestic Relations, Eugenic Protection Commission, etc.

III. If women are elected and/or appointed to public office is there a difference between men and women incumbents as to

1. Qualifications .....No

2. Disqualifications .....No

3. Duties of Office .....No

4. Scope of powers .....No

5. Remuneration .....No

6. Term .....No

IV. If there is no specific restriction on the eligibility of women for public office, are there any indirect prohibitions? (e.g., eligibility dependent upon voting power when voting power is denied to women)

No

2. Are there any public offices expressly forbidden to women?
No

3. Are there any public offices for which women alone are eligible?
No

4. If women are not eligible for public office, are there exceptions?
Not applicable. See above answers.

Observations. None

C. PUBLIC SERVICES AND FUNCTIONS

CHAPTER I. CIVIL SERVICE

I. 1. Are civil service positions open to women?
Yes

2. If they are open, is there a difference between men and woman in civil service positions in

(a) Recruitment ..... No
(b) Qualifications ..... No
(c) Disqualification ..... No
(d) Examination given
(e) Preference in appointmet ..... No
(f) Quota ..... No
(g) Types of position open ..... No
(h) Duties ..... No
(i) Remuneration ..... No
(j) Opportunities for advancement and promotion No

3. Are the retirement and allowance provisions the same for men and women civil servants in regard to

(a) Age recruitment ..... Yes
(b) Length of service requirements ... Yes
(c) Amount of money ..... Yes
(d) Provision for surviving spouse ..... Yes
(e) Provision for surviving children ... Yes
(f) Disability provisions ..... Yes

The relevant provisions are embodied in:
The National Public Service Law.
The text of these provisions is as follows:
Art. 27. In the administration of this Law, all of the people shall be accorded equal treatment and shall not be discriminated against by reason of race, religious faith, sex, social status or family origin.

II. 1. Is there representation of women on the examination committee on the civil service?
There are no legislative provisions against women. This Law was passed October 21, 1947. No woman yet has taken the examination for the positions on the comitee.

2. Is there representation of women on the civil service committee in charge of appointments?
No (See answer immediately above)
The relevant provitions are embodied in:
The National Public Service Law.

The text of these provisions is as follows:
Art. 6. Commissioners of the Commission shall be appointed, with the consent of the Diet, by the Cabinet from among persons 35 years old or more who are of high moral character and integrity. They must be in known sympathy with the democratic form of government and efficient administration therein based on merit principles, and possess a wide range of knowledge and sound judgment concerning personnel administration.

III. 1. Are the staff of women civil servants and the staff of men civil servants separated or do they work together?
They work together.

2. Is marriage a bar to
(a) Appointment ..... No
(b) Continuation of office ..... No

3. Are there maternity benefits for women, and what are they?
There is no special provision concerning maternity benefits in the National Public Service Law, therefore, the terms provided in the Labor Standards Law are to be applied to civil servants.
The text of these provisions is as follows:
Labor Standards Law
Art. 65. The employer shall not employ a woman for six weeks before childbirth, when she requests rest days during that period. The employer shall not employ women within six weeks after childbirth. However, when the woman requests employment after five weeks, it is permissable to assign her to a job that the doctor pronounces unharmful to her. When the pregnant woman requires, the employer shall shall change her to a lighter job.
Art. 66. When nursing a baby of less than one year, the woman may obtain nursing time twice a day for thirty minutes during the working hours, besides the recess mentioned in in Art. 34.
Art. 34. The employer shall provide a recess totaling at least forty-five minutes for those who have worked more than six hours, and at least one hour for those who have worked more than eight hours.

IV. 1. Are diplomatic and consular posts open to women?
Yes

2. If diplomatic and consular posts are open to women, is it on the same basis as men in regard to
(a) Qualifications ..... Yes
(b) Disqualifications ..... Yes
(c) Quota ..... Yes
(d) Examination ..... Yes
(e) Types of position open ..... Yes
(f) Opportunities for advancement and promotion ... Yes
(g) Any other points ..... Yes

The relevant provisions are embodied in:
The Regulations concerning the Examination for the Appointment of Diplomatic and Consular Officers, Ministry of Foreign Affairs Order No. 2.
The text of the provisions is as follows:

Art. 4. To be eligible for taking the Examination for the appointment of Diplomatic and Consular Officers, it is necessary that a prospective applicant should have finished the High School Senior Course or the University Preparatory Course, or should be qualified, as prescribed by the Minister of Education, to be recognized as in scholastic attainments, equal to or higher than those who have finished either of the said courses, or should have passed the Higher Civil Service Preliminary Examination.

V. If religious positions are civil service are they open to men and women on the same basis?

Religious positions are not civil service.

The relevent provisions are embodied in:

The Constitution, Art. 20.

The text of these provisions is as follows:

"Freedom of religion is guaranteed to all. No religious organization shall receive any privileges from the State, nor exercise any political authority."

VI. If teaching is a civil service position, are such positions open to men and women on the same basis?

Teaching in public schools is a civil service position and is open to women and men on the same basis.

The relevant provisions are embodied in:

The National Public Service Law

The text of these provisions is as follows:

See Art. 27 of the National Public Service Law under paragraph I-3, Chapter I above.

VIII. Are there civil service rositions to which only women are eligible?

No

The relevant provisions are embodied in: None

The text of these provisions is as follows: None

Observations: None

CHAPTER II. MILITARY AND LABOR SERVICE

I. 1. Are women

(a) Allowed

(b) Required

to enter the armed forces?

All questions concerning armed forces do not apply to Japan where there is no Army.

2. Are the women's military services

(a) Under separate control and administration from the regular armed forces?

(b) An adjunct of the regular armed forces?

Does not apply.

3. To what extent do the provisions for women in armed services differ from the provisions for men in the armed service as

(a) Age limits Does not apply

(b) Qualifications "

(c) Exemptions "

(d) Duties "

(e) Remuneration "

(f) Retirement and compensation provisions "

(g) Childbirth benefits "

(h) Any other points "

The relavant provisions are embodied in: Does not apply

The text of these provisions is as follows:

Observation: None

II. 1. May women be conscripted for forced labour

(a) In time of war Does not apply

(b) In time of peace No

2. Is conscription for labor of men and women on the same basis as to

(a) Age limits Does not apply

(b) Exemptions "

(c) Types of work to which these conscripted may be assigned: "

(d) Areas within which conscriptees may be assigned: Does not apply

(e) Remuneration: Does not apply

(f) Any other points "

The relevant provisions are embodied in: None

The text of these provisions is as follows: None

III. Is there any other type of enforced service or training for women?

No

The relevant provisions are embodied in:

The Constitution, Article 18.

The text of these provisions is as follows:

Art. 18. "No person shall be held in bondage of any kind. Involuntary servitude, except as punishment for crime, is prohibited."

Observations: None

CHAPTER III. JURY SERVICE

The jury service system is not used in Japan.

D. EDUCATIONAL AND PROFESSIONAL OPPORTUNITIES

I. Is there compulsory education for girls, and until what age?

Yes, there is. Six years of primary school and three years of secondary school till the end of that school year in which they attain full fifteen years of age.

The relevant provisions are embodied in:

The Fundamental Law of Education

School Educational Law

The text of these provision is as follows:

The Fundamental Law of Education

Art. 4. The people shall be obliged to have boys and girls under their protection receive nine years general education.

The School Education Law

Art. 22. The protector (i.e. those persons who exercise parental authority over the children or, in case there are no such persons, the guardians, or those persons who exercise the duties of guardians; the word is hereinafter to be used in this sense) shall be obligated to send their children to the primary school or the school for the blind, the school for the deaf or the school for the handicapped, for the period from the beginning of that school year which is the first to begin on or after the following day of the children's attaining full six years of age to the end of that school year in which the children attain full twelve years of age.

Art. 39. The guardians shall be obligated to send their children to the secondary school, the school for the blind or the school for the deaf or the school for the handicapped from the beginning of that school year which is the first to begin on or after the following day of their finishing the course of the primary school to the end of that school year in which they attain full fifteen years of age.

II. 1. Are there public elementary schools for girls?

Not generally.

2. Are there public secondary schools for girls?

Not generally on the lower secondary level. There are many public upper secondary schools for girls.

3. Are the public schools for boys and girls?

(a) Separate institution for each: Not generally through ninth grade

(b) Co-educational: Yes, there may be by law.

(c) Both: Yes

4. Are there any difference between boy's and girl's schools as to

(a) Public endowment available···No

(b) Remuneration of staff·····No

(c) Curricula·····No, only in the field of home economics which is planned for the girls, other courses are open to all.

The relevant provisions are embodied in:

The Fundamental Law of Education

The National Constitution

The text of these provisions is as follows:

The Constitution, Art. 14—See GENERAL

Art. 26. All people shall have the right to receive an equal education correspondent to their ability, as provided by law.

The Fundamental Law of Education

Aat 3. The people shall all be given equal opportunities of receiving education according to their ability, and they shall not be subject to educational discrimination on account of race, creed, sex, social status, economic position or family origin.

III. 1. Are there public trade and technical schools on a high school level for girls?

Yes

2. Are they co-educational?

Some of them are co-educational and some of them are not.

3. If not, and different trade and technical schools are maintained for boys and girls, is the standard of girls' schools the same as for boy's schools as to

(a) Entrance requirements·····Yes

(b) Personnel of administration and remuneration offered·····Yes

(c) Amount allowed for expenses and facilities·····Yes

(d) Number of schools·····More at present for boys than girls

(e) Curricula·····Yes

(f) Diplomas, certificates, etc.·····Yes

The relevant provisions are embodied in:

The Fundamental Law of Education

The School Education Law

The text of these provisions is as follows:

The Fundamental Law of Education, Art. 3, see D. II, 4.

IV. 1. Are public universities and colleges open to women as well as to men?

Yes

2. Are private universities and colleges open to women as well as to men?

Some, some not.

3. If higher education is offered for women are there

(a) Separate universities and colleges for women: Are they allowed to offer a degree?

Yes

(b) Co-educational universities and colleges?

Yes

4. If women are admitted to co-educational universities and colleges, is it on an equal basis with men as to

(a) Quota·····There is no quota system.

(b) Entrance requirements·····Yes

(c) Examination offered for entrance·····Yes

(d) Curricula offered·····Yes

(e) Promotion and graduation·····Yes

(f) Admission to examinations leading to a degree···Yes

(g) Conferring of degree, diploma; certificate·····Yes

The relevant provisions are embodied in:

The Fundamental Law of Education

The School Education Law

The text of these provisions is as follows:

The Fundamental Law of Education

Art. 3. The people shall all be given equal opportunities of receiving education according to their ability, and they shall not be subject to educational discrimination on account of race, creed, sex, social status, economic position or family origin.

The School Education Law

Art. 66. Those who can enter the university shall be those who have graduated from the high school or completed the twelve year schooling with the regular course (including those who have completed the schooling equivalent to this, with the course other than the regular one), or those who have been recognized to have the scholastic attainments equal to the persons mentioned above under the provisions laid dowe by the competent authorities.

Art. 63. Those persons who have studied at the university for more than four years, taken regular examinations and passed them, can be called Gakushi (Bachelor).

Art. 65. Universities which have post-graduate schools may give Doctor and other degree according to the provision laid down by the competent authorities.

In laying down provisions regarding the Doctor and other degree the competent authorities shall consult the Evaluation Committee for Chartering of University.

V. 1. Are technical and professionale schools on university level open to women?

Yes

2. If so, are women on an equal basis with men as to

(a) Quota·····no quota system

(b) Entrance requirements·····Yes

(c) Examination offered for entrance·····Yes

(d) Curricula offered.....Yes
(e) Promotion and graduation.....Yes
(f) Admission to examinations leading to a degree...Yes
(g) Conferring of degree, diploma, certificate.....Yes

The releveant provisions are embodied in:

The Fundamental Law of Education
The School Education Law

The text of these provisions is as follows:

See answer question IV, 4.

VI. 1. May qualified women enter all professions?

Yes

2. If not, which professions are barred to women.

Not applicable.....See, answer question 1.

3. If women may enter professions, are they on an equal basis with men as to

(a) Quota.....Yes
(b) Qualifications.....Yes
(c) Remuneration.....Yes

4. Are examinations, when such are given by the government, or recognized institutions, for licensing to practice a profession.

(a) Open to men and women on equal terms?.....Yes
(b) Barred to women?.....No
(c) Open to women but differing in
(i) Subject matter of examination?.....No
(ii) Grading of examination?.....No
(iii) Other points?.....No

5. To which extent are professional societies open to women?

Professional societies are open to women to full extent.

E. CIVIL LIBERTIES

I. 1. What are the constitutional or legislative safeguards on civil liberties?

See answer question 3 below.

2. Are they couched in terms of "all men" or "all persons"?

They are couched in terms of "all persons."

3. Do woman have the same degree of freedom and to what extent is that as men in the following matters (if there is a difference between men's and women's freedoms, indicate the extent of difference)?

(a) Freedom of religion.....Yes
(b) Freedom of speech.....Yes
(c) Freedom of assembly.....Yes
(d) Freedom from unwarranted searches and seizures...Yes

The relevant provisions are embodied in:

The Constitution

The texts of these provisions are as follows:

Art. 11. The people shall not be prevented from enjoying any of the fundamental human rights. These fundamental human rights guaranteed to the people by this Constitution shall be conferred upon the people of this and future generations as eternal and inviolate rights.

Art. 12. The freedoms and rights guaranteed to the people by this Constitution shall be maintained by the constant endeavor of the people, who shall refrain from any abuse of these freedoms and rights and shall always be responsible for utilizing them for the public welfare.

Art. 13. All of the people shall be respected as individuals. Their right to life, liberty, and the pursuit of happiness shall, to the extent that it does not interfere with the public welfare, be the supreme consideration in legislation and in other governmental affairs.

Art. 14. All of the people are equal under the law and there shall be no discrimination in political, economic or social relations because of race, creed, sex, social status or family origin.

Art. 15. Every person shall have the right of peaceful petition for the redress of damage, for the removal of public officials, for the enactment, repeal or amendment of laws, ordinances or regulations and for other matters; nor shall any person be in any way discriminated against for sponsoring such a petition.

Art. 17. Every person may sue for redress as provided by law from the State or a public entity, in case he has suffered damage through illegal act of any public official.

Art. 18. No person shall be held in bondage of any kind. Involuntary servitude, except as punishment for crime, is prohibited.

Art. 19. Freedom of thought and conscience shall not be violated.

Art. 20. Freedom of religion is guaranteed to all. No religious organization shall receive any privileges from the State, nor exercise any political authority.

No person shall be compelled to take part in any religious act, celebration, rite or practice.

The State and its organs shall refrain from religious education or any other religious activity.

Art. 21. Freedom of assembly and association as well as speech, press and all other forms of expression are guaranteed.

No censorship shall be maintained, nor shall the secrecy of any means of communication be violated.

Art. 22. Every person shall have freedom to choose and change his residence and to choose his occupation to the extent that it does not interfere with the public welfare.

Freedom of all persons to a foreign country and to divest themselves of their nationality shall be inviolate.

Art. 23. Academic freedom is guaranteed.

Art. 24. Marriage shall be based only on the mutual consent of both sexes and it shall be maintained through mutual cooperation with the equal rights of husband and wife as a basis. With regard to choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family, law shall be enacted from the stand point of individual dignity and the essential equality of sexes.

Art. 28. The right of workers to organize and to bargain and act collectively is guaranteed.

Art. 29. The right to own or to hold property is inviolable.

Art. 31. No person shall be deprived of life or liberty, nor shall any other criminal penalty be imposed, except according to procedure established by law.

Art. 32. No person shall be denied the right of access to the courts.

Art. 33. No person shall be apprehended except upon warrant issued by a competent judicial officer which specifies the offense with which the person is charged, unless he is apprehended, the offense being committed.

Art. 34. No person shall be arrested or detained without being at once informed of the charges against him or without the immediate privilege of counsel; nor shall he be detained without adequate cause; and upon demand of any person such cause must be immediately shown in open court in his presence and the presence of counsel.

Art. 35. The right of all persons to be secure in their homes, papers and effects against entries, searches and seizures shall not be impaired except upon warrant issued for adequate cause, and particularly describing the place to be searched and things to be seized, or except as provided by Art. 33. Each search or seizure shall be upon separate warrant issued by a competent judicial officer.

Art. 36. The infliction of torture by any public officer and cruel punishment are absolutely forbidden.

Art. 37. In all criminal cases the accused shall enjoy the right to a speedy and public trial by an impartial tribunal.

He shall be permitted full opportunity to examine all witnesses, and he shall have the right of compulsory process for obtaining witnesses on his behalf at public expense.

At all times the accused shall have the assistance of competent counsel who shall, if the accused is unable to secure the same by his own efforts, be assigned to his use by the state.

Art. 38. No person shall be compelled to testify against himself. Confession made under compulsion, torture or threat, or after prolonged arrest or detention shall not be admitted in evidence.

No person shall be convicted or punished in cases where the only proof against him is his own confessions.

Art. 39. No person shall be held criminally liable for an act which was lawful at the time it was committed, or of which he has been acquitted, nor shall he be placed in double jeopardy.

Art. 40. Any person, in case he is acquisted after he has been arrested or detained, may sue the State for redress as provided by law.

Art. 82. Where a court unanimously determines publicity to be dangerous to public order or morals, a trial may be conducted privately, but trials of political offenses, offenses involving the press and cases wherein the rights of the people as reserved in Chapter III of this Constitution are in question, shall always be conducted publicly.

Art. 97. The fundamental human rights by this Constitution guaranteed to the people of Japan are fruit of the age-old struggle of man to be free; they have survived upon this and future generations in trust, to be held for all time inviolate.

II. 1. Do women have equal status with men before the courts or are there special qualifications

(a) As to appearing in court?

(b) As to representation by counsel?

(c) As to notice?

(d) As to a right to a fair and full trial?

(e) As to right to trial by jury?

Women have equal status with men before the courts in all of the above.

The relevant provisions are embodied in:

The Constitution

The text of those provisions is as follows:

See answer question 1.

III. Are there any other civil liberties guaranteed to either men or women but not to both?

No.

The relevant provisions are embodied in:

The Constitution

The text of these provisions is as follows:

See answer concerning "General Matters"

IV. 1. Does a woman have free choice to marry any man regardless of nationality, race, religion, or political affiliation?

Yes

2. Does a man have free choice to marry any woman regardless of nationality, race, religion, or political affiliation?

Yes

The relevant provisions are embodied in:

The Constitution

The text of these provisions is as follows:

Art. 24. Marriage shall be based only on the mutual consent of both sexes.

F. FISCAL LAWS

I. 1. Are women under the same duty as men to pay a poll or capitation tax? If not, what are the differences in provisions?

There is no poll or capitation tax.

The relevant provisions are embodied in:

None

The text of these provisions is as follows:

None

II. 1. (a) May, or must, married women file separate returns on capital or income?

No

(b) Do they file a joint return with their husband?

Yes

(c) Is their property taxed to their husbands?

No

The relevant provisions are embodied in:

The Total Income Tax Law

Art. 13. The taxable income of each member of a co-living family (spouses and kin within third degree of kinship) shall be added together for purposes of the application of the above rates. Tax liabilities for each of them shall be figured out in proportion to the respective taxable income.

2. Are the provisions and the examptions in the income and capital tax law the same for men and women?

Yes. There is no particular provision specifying otherwise.

III. Are Inheritance taxes applied to women in the same way as they are applied to men? State differences in provisions and exemptions.

Yes. Because there is provision specifying otherwise.

IV. Are gift taxes applied to women in the same way as they are applied to men? State differences in provisions and exemptions.

Yes. Because there is no provision specifying otherwise.

V. Are there any other tax provisions that treat women differently from men.

No.

The relevant provisions are embodied in:

None

The text of these provisions is as follows:

None

G. NATIONALITY

I. 1. Does a woman national lose her nationality by marriage to an alien?

(a) Automatically with or without the right of resuming her nationality within a certain period after marriage.

No

(b) Subject to her choice.

No

(c) Subject to other requirements being fulfilled (State these).

Yes, in case she acquires the new nationality of her husband.

(d) Under no circumstances whatever.

No

2. If an alien woman marries a national does she

(a) Become a national

(i) Automatically with or without the right of renouncing her husband's nationality within a certain period after marriage?

Automatically *without* the right of renouncing her husband's nationality within a certain period after marriage.

(ii) Subject to her choice.

No

(iii) Subject to other requirements being fulfilled.

No

(b) Have to seek naturalisation independently. If so, does she enjoy any exemptions from the ordinary naturalization requirements?

No

3. Does the law in regard to gaining, or losing nationality by marriage differ as regards men?

1. In case a Japanese man marries an alien woman, he does not lose his Japanese nationality.

2. In case a Japanese woman marries an alien man, she losses her Japanese nationality on condition she obtains the nationality of her husband.

The relevant provisions are embodied in:

The Nationality Law

The text of these provisions is as follows:

Art. 18. A Japanese who, on becoming the wife of an alien, has acquired her husband's nationality, loses Japanese nationality.

II. 1. If a husband loses his nationality after marriage, does this loss extend to his wife?

(a) In case of naturalization in a foreign country.

Yes, in cases where the wife acquires the nationality of her husband.

(b) In case of renunciation

There is no provision concerning the renunciation of nationality in the Nationality Law, except in cases to be mentioned under (c). However, the new Constitution provides for the freedom of renouncing nationality, therefore, specific provisions probably will be made in the forthcoming revision of the Nationality Law.

(c) In any other case

In case both the husband and wife having been born either in the United States, Argentina, Brazil, Canada, Chile, or Peru, and the husband acquired the nationality of that country, and loses his Japanese nationality, the wife automatically loses her Japanese nationality.

The relevant provisions are embodied in:

The Nationality Law

The text of these provisions is as follows:

Art. 20. A Japanese who by reason of having been born in a foreign country designated by Imperial Ordinance, (Imperial Ordinance No. 262 of November 15, 1924, designates the following countries as coming within the meaning of this paragraph: (1) United States of America; (2) Argentina; (3) Brazil; (4) Canada; (5) Chile; (6) Peru) has acquired the nationality of that country, and who does not, as laid down by order, express his intention of retaining Japanese nationality, loses his Japanese nationality retrospectively from his birth. Persons who have retained Japanese nationality in accordance with the provisions of the preceding paragraph, or Japanese subjects who, by reason of having been born in a designated foreign country before its designation in accordance with the provisions of the preceding paragraph, have acquired the nationality of that country, may when they are in possession of the nationality of the country concerned and in possesion of a domicile in that country, repounce Japanese nationality if they desire to do so. Persons who shall have renounced their nationality in accordance with the provisions of the preceding paragraph lose their Japanese nationality.

Japanese nationals who, by reason of having been born in a foreign country other than the foreign countries indicated in Paragraph 1 of the preceding article, have acquired the nationality of that country, may, when they possess a domicile in that country, effect renunciation of Japanese nationality by obtaining the sanction of Attorney-General.

The provisions of paragraph 3 of the preceding article shall apply, mutatis mutandis, to persons who shall have renounced nationality in accordance with the provisions of the preceding paragraph.

In any of the above cases, the wife cannot be exempted.

2. If an alien husband acquires the nationality of your country after marriage, does this acquisition extend to his wife?

Yes

(a) In case of naturalization

Yes, on condition the law of her country permits it.

(b) In other cases

Yes, by acknowledgement by his father or mother who is a Japanese. (On condition that the person is a minor.) By adoption by a Japanese. By recovery of Japanese nationality.

The relevant provisions are embodied in:

The Nationality Law

The text of these provisions is as follows:

Art. 5. An alien acquires Japanese nationality in the following cases:

(3) By acknowledgment by his or her father or mother who is a Japanese.

(4) By adoption by a Japanese.

Art. 13. The wife of a person who acquires Japanese nationality acquires Japanese nationality in conjunction with her husband.

The provisions of the preceding paragraph do not apply when the law of the wife's country contains provisions which are contrary thereto.

Art. 14. If the person concerned is the wife of a person who has acquired Japanese nationality in accordance with the provisions of the preceding article, she may become naturalized although she may not have fulfilled the conditions of paragraph 2 of Art. 7.

(Art. 7—An alien may become naturalized with the permission of the Attorney General. The Attorney-General, cannot permit naturalization, except in the case of persons fulfilling the following conditions:

(1) Having had a domicile in Japan for five or more years consecutively.

(2) Being of full twenty years of age or more, and having legal capacity by the law of his or her country.

(3) Being of good character.

(4) Having sufficient property, or ability, to secure an independent livelihood).

Art. 26. If a person who has lost Japanese nationality in accordance with provisions of Article 20 to Article 21 inclusive is domiciled in Japan, he or she may, with the permission of the Attorney-General, recover Japanese nationality. But this rule does not apply to cases in which the persons mentioned in Article 16 (i.e., a naturalized person, a person who, being the child of a naturalized person, has acquired Japanese nationality, or a person who has been adopted by a Japanese ...) have lost Japanese nationality.

III. 1. Can a married woman renounce her nationality in her own right?

(a) Independently

Yes

(b) With her husband's consent

Not applicable. See above.

2. Can the alien wife of an alien husband be naturalized in her own right?

(a) Independently

No

(b) With her husband's consent

No

The relevant provisions are embodied in:

The Nationality Law

The text of these provisions is as follows:

Art. 8. The wife of an alien cannot became naturalized, except in conjunction with her husband.

IV. 1. Upon the marriage being dissolved does a wife

(a) Re-acquire the nationality lost by marriage?

(i) Automatically: No

(ii) Subject to certain requirements being fulfilled:

Yes, is she lives in Japan and also obtains the permission of the Attorney-General.

(b) Keep the nationality acquired by marriage. If not, does she lose it?

(i) Automatically: No

(ii) Subject to certain requirements being fulfilled (State these):

If she recovers her original nationality she loses Japanese nationality.

The relevant provisions are embodied in:

The Nationality Law

The text of these provisions is as follows:

Art. 25. A person who has lost Japanese nationality by marriage and who is domiciled in Japan after the dissolution of the marriage may, with the permission of the Attorney-General, recover Japanese nationality.

Art. 19. A person who has acquired Japanese nationality by marriage or by adoption, losses Japanese nationality by divorce or the dissolution of adoption only when he or she thereby recovers his or her foreign nationality.

V. In cases of husband and wife being of different nationality, is the right of a national wife to transmit her nationality to her children?

(a) Equal to that of her husband.....No

(b) Greater than that of her husband.....No

(c) Less than that of her husband.....No

(d) Non-existent.....Yes

(e) Do the children have any voice in the matter?

(i) During minority.....No

(ii) Upon attaining majority.....No

(f) Are any other factors taken into account?—No

The relevant provisions are embodied in:

The Nationality Law

The text of these provisions is as follows:

No provision. However, the law provides for the following cases.

Art. 8. In cases where the father cannot be ascertained, or has no nationality, if the mother is a Japanese the child is regarded as a Japanese.

Art. 5. An alien acquires Japanese nationality in the following cases:

(3) By acknowledgment by his or her father or mother who is a Japanese.

Art. 6. For an alien to acquire Japanese nationality by acknowledgment the following conditions must be fulfilled.

(3) The parent, whether father or mother, who has first made acknowledgment, must be a Japanese.

VI. 1. Under the immigration laws, what is the effect of a woman's nationality on the admission of

(a) Her alien husband?

(b) Her alien children?

(c) Her alien parents?

2. What is the effect of a husband's nationality in this respect

The relevant provisions are embodied in:

Under the present circumstances, Jrpan's immigration laws do not operate.

Observations:

The revision of the Nationality Law on a basis equal for men and women is now being contemplated, but it has not been submitted to the Diet. The provisions of the Constitution supersede the provisions of the present Nationality Law in cases where a conflict occurs.

No.1

昭和24年9月

婦人関係資料シリーズ No.2

日本婦人の法制上の地位

―― 國際連合経済社会理事会への答申書 ――

労働省婦人少年局

まえがき

國際連合の経済社会理事会の「婦人の地位委員会」では一九四六年以来各国における婦人に関する法律及びその法律の実際的な適用についての調査を行っていますが一九四八年日本に対しても調査表を總司令部死に送って来ました。

当労働省婦人少年局婦人課は總司令部民間情報部婦人課に協力してその答申書を作成し一八四九年一月國連当局に送りました。この印刷物はその答申書を日本語に訳し總者の便のため多少の形式を変え更に憲法改正前の婦人の地位を比較のために加えたものです。

昭和廿四年九月

労働省婦人少年局

目次

A 選擧權 ―― 1
B 公職につく資格 ―― 2
C 公務 ―― 4
D 教育及び職業の機会 ―― 8
E 人權 ―― 10
F 財政法 ―― 14
G 國際法 ―― 16

日本婦人の法制上の地位

国際連合経済社会理事会への答申書

質問	答	備考	参照 旧憲法下の条文	参考	
				憲法	民法
一、婚姻					
(一) 婚姻の成立					
1、女子の婚姻年齢は男子と同じであるか	ある	日本国憲法（一九四六年十一月三日）	無し	○	○
2、女子は男子と同じく婚姻に自由な同意を与えるか	いる	第十三条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」 第十四条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別を受けない。」 第二十四条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」	無し	×	×
3、女子は男子と同じく婚姻に自由な同意を与えるか	いる	○ 備考 一九四六年十一月三日憲法発布（一九四七年五月三日施行）以来、「家」制度は廃止され、「戸主」「家族」「家督相続」「隠居」「入夫婚姻」「婿養子縁組」「分家」「廃家」「絶家」「再興」等の家族法上の概念は、すべて消滅した。「家」の名を冠した法律は、一つもない。「戸籍」は、「家」の単位ではなく、「夫婦及びこれと氏を同じくする子」の単位である。	無し	×	×
4、女子は男子と同じく婚姻に自由な同意を与えるか	いる	第十四条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別を受けない。」 第二十四条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」	無し	×	×
(二) 婚姻の解消					
1、女子は男子と同じく婚姻の解消に自由な同意を与えるか	いる	第十四条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別を受けない。」 第二十四条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」	無し	×	×
2、女子は男子と同じく婚姻の解消に自由な同意を与えるか	いる	第十四条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別を受けない。」 第二十四条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」	無し	×	×
(三) 婚姻の効果					
1、妻の氏					
(1) 女子は婚姻によつて氏を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて氏を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて氏を変えるか	変えない				
2、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
3、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
4、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
5、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
6、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
7、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
8、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
9、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
10、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
11、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
12、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
13、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
14、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
15、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
16、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
17、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
18、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
19、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
20、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
21、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
22、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
23、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
24、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
25、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
26、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
27、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
28、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
29、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
30、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
31、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
32、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
33、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
34、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
35、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
36、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
37、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
38、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
39、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
40、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
41、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
42、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
43、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
44、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
45、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
46、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
47、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
48、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
49、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
50、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
51、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
52、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
53、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
54、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
55、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
56、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
57、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
58、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
59、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
60、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
61、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
62、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
63、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
64、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
65、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
66、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
67、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
68、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
69、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
70、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
71、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
72、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
73、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
74、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
75、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
76、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
77、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
78、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
79、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
80、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
81、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
82、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
83、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
84、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
85、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
86、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
87、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
88、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
89、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
90、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
91、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
92、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
93、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
94、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
95、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
96、妻の国籍					
(1) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて国籍を変えるか	変えない				
97、妻の住所					
(1) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて住所を変えるか	変えない				
98、妻の能力					
(1) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて能力を変えるか	変えない				
99、妻の財産					
(1) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて財産を変えるか	変えない				
100、妻の職業					
(1) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変える				
(2) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				
(3) 女子は婚姻によつて職業を変えるか	変えない				

事項		現行法	旧法		
		定める。但し人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。			
ロ 差別の有無	ある	衆議院議員選挙法第五条「日本国民で年令二十年以上の者は選挙権を有す。」 参議院議員選挙法第三条「衆議院議員の選挙権を有する者は参議院議員の選挙権を有する。」 地方自治法第十八条「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。」第十九条［illegible］年令二十年以上の者で引続き三箇月以来市町村の区域内に住所を有する者は、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	保障されていない 衆議院議員選挙権は「帝国臣民たる男子にして年令二十五年以上の者」に限る 貴族院議員は公選されない。 地方議会（府県会、市会、町村会）の市町村会議員を選挙する市町村公民とは「帝国臣民たる年令二十五年以上の男子にして二年以来市町村住民たる者」をいう（地方制）。婦人は除かれた。	○	×
(二) 次の選挙権は男子と同等か。					
イ 国会選挙に於て	同	男女を差別する規定なし	該当せず（婦人の参政権なし）	○	／
ロ 地方選挙に於て	同			○	／
ハ 地方選挙に於て	同			○	／
ニ その他の選挙に於て（詳記せよ）	同		（その他の選挙なし）	○	／
ホ 国民投票	同	（憲法改正） （最高裁判所裁判官国民審査） （地方自治特別法国民投票）	（国民投票の制度なし）	○	／
(三) 婦人が選挙をすることに対して夫の許可を要する条件があるか	認められない		一切なし	／	
(四) 夫が選挙の際に妻を代理するか	なし	妻の選挙権は夫とは無関係	該当せず	○	／
備考 法制上の地位に比べ実際上の地位はどうか		法制上と実際上と何等の差別なし	選挙権はないが婦人団体による国会への請願や、市政への圧力はあつた。又参政権運動も盛んであつた。		

B 公職につく資格

事項		現行法	旧法		
(一) 1 国民的職業に於ける公職に婦人は選挙又は任命される資格があるか					
イ 行政	有る	内閣法第二条「各省大臣は国務大臣の中から内閣総理大臣がこれを命ずる」 憲法第六十八条「内閣総理大臣は国務大臣を任命する。但しその過半数は国会議員の中から選ばれなければならない。」	大臣は天皇が親任した。婦人についての特別の規定なし	○	○
ロ 立法	ある	衆議院議員選挙法第五条「日本国民で年令二十五年以上の者は被選挙権を有す」 参議院議員選挙法第三条「日本国民で年令三十年以上の者は参議院議員の被選挙権を有する。」	現行の帝国議会議員の被選挙権に相当する 衆議院—「帝国臣民たる男子にして年令三十年以上の者」（衆議院議員選挙法） 貴族院—「（皇族の成年男子、三公侯爵（三十五以上）互選	○	×

質問事項		日本の現行法	旧制度		
		[illegible]	大[illegible]上の[illegible]、[illegible]又は[illegible]大[illegible]に[illegible]。（[illegible]）（[illegible]令） （註 [illegible]一[illegible]令）		
ハ 司法	ある	裁判所法第三十九条「[illegible]」、第四十一条（[illegible]の任命資格）一般 男女を差別する規定なし	大審院判事は「十年以上判事たりし者、又は十年以上弁護士、帝国大学法科教授[illegible]に従事せし者」の中より補す。大審院長、[illegible]は天皇が親補する。	○	○
2 地域的な地方的機関における公職又は公の地位に就任又は任命される権利があるか イ 行政	ある	地方自治法第十九条「日本国民で年令満三十年以上のものは都道府県知事の被選挙権を有する。」	府県知事は天皇が親任した。（地方官官制）	◎	△
		日本国民で年令満二十五年以上のもので[illegible]被選挙権を有する。	市長は市会が選挙した[illegible]。町村長は[illegible]に準じる。（市制 町村制）		
ロ 立法	ある	地方自治法第十九条「普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年令満二十五年以上のものは、[illegible]議会の議員の被選挙権を有する」	市町村会議員は地方議会（府県会、市会、町村会）の議員の被選挙権を有するのは、市町村公民たる「帝国臣民たる年令二十五年以上の男子にして二年以来市町村住民たるもの」とし、婦人は除かれた	○	×
ハ 司法	ある	裁判所法第四十二条（[illegible]の任命資格）一般 男女を差別する規定なし	地方裁判所判事は「三年以上判事たりし者又は三年以上弁護士、帝国大学[illegible]」の中から補す。[illegible]天皇、その他[illegible]。	○	○
			（註 判事になる資格は「[illegible]」裁判所構成法）		
(3) 地方公共団体 選挙において、投票につく資格に男女の差異があるか イ 法人格あるもの ロ 法人でないもの	ない	すべての地方公共団体は法人格		/	/
ホ 市町村以外の[illegible]の場合 [illegible]に入れるか					
(四) 女の性別の故に[illegible]差別があるか（説明せよ）	ない	国会法第四十[illegible]条「[illegible]」 [illegible]婦人は[illegible]。[illegible]婦人の[illegible]委員、[illegible]委員、[illegible]委員等[illegible]である。	婦人は[illegible]、[illegible]に就任は[illegible]。	○ ◎	/ △
(五) 女子の公職につく場合の待遇に男子と差別があるか 1 賃金 2 昇進 3 権利	ない ない ない		法律的に[illegible]差別[illegible]された。	○ ○ ○	○ ○ ○

ヌ [illegible]	ない			○	○
ル [illegible]	ない			○	○
ヲ [illegible]	ない			○	○
(四) イ 女子が公職につくのに特別の制限のある場合、国法に制限するものがあるか（例えば婦人公務員の[illegible]について国において学校の[illegible]を公職につく資格とするか）	ない		民法における妻の無能力の規定に関係なく婦人が公職につく[illegible]不可能にした	○	×
2 女子を除外する公職があるか	ない		ある。[illegible]に於て全国的に[illegible]、行政[illegible]を婦人が獲得した	◎	×
3 女子のみに限った公職があるか	ない		なし	/	/
4 女子が公職につけない場合があるか	/			/	/
○備考 法制上の地位と実際の地位とはどうか 独身者の場合 妻の場合		法制上の制限はないが、[illegible]の[illegible]、[illegible]の[illegible]のため、[illegible]の婦人が少く、[illegible]の[illegible]が[illegible]ない。事実、[illegible]に[illegible]差別[illegible]	法制上の地位より実際上の地位は低く、公職は女子に対して全く開かれていないといえよう		

「日本国民に[illegible]の[illegible]に[illegible]」（[illegible]）

C 公務					
1 文官					
(一) イ 文官に婦人がなれるか	なれる	国家公務員法 第二十七条「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所属によって差別されてはならない」	人事院規則には女子を差別する条文なし	○	○
2 なれる場合 左の事項に於て男子と差別があるか			法律上は差別されていないが、実際は多少差別されている	○	○
イ 採用	ない				
ロ 職務	ない				
ハ 昇格	ない				
ニ 俸給	ない				
ホ 懲戒	ない				
ヘ 割当人数	ない				
ト 地位	ない				
チ 退職	ない				
リ 恩給	ない				
ヌ 研修の機会	ない				
3 選挙や選任関係はどうか		公職選挙法 女子を差別する条文なし	法律上は差別もなければ、事実上も差別されない	○	○
イ 年令条件	同じ				
ロ 資格条件	同じ				
ハ 定員	同じ				
ニ 兼職又は兼業禁止	同じ				

ホ 病気(?)の手当	〃				
ヘ 傷害手当	〃				
(三) イ 公務員共済組合等に加入し得るか	入会	国家公務員法 [illegible]	[illegible]		
ロ 公務員と[illegible]に加入し得るか	/	[illegible]	[illegible]（[illegible]）	/	/
(四) イ 婦人の公務員は男子の公務員と同じく[illegible]	〃			○	○
ロ [illegible]か					
イ 出勤の際	ある			○	○
ロ 勤務時間中	ある			○	○
ハ 生理休暇の制度があるか	ある	[illegible]	なし （[illegible]）	○	×
(五) イ [illegible]に加入できるか	[illegible]	[illegible]	[illegible]	○	○
ロ 婦人が[illegible]男子と同じに取扱われるか イ 賃金 ロ 扶養手当 ハ 扶養家族 ニ 家族				○	○

ホ 教員	然			
ヘ 学生	然			
ト その他	然			
(四) 宗教的地位と公務員たる地位とが両立するか	／	宗教的地位は公務でない 憲法第二十条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」	廿六年七月の勅令の通 （昭和二十年法令[illegible]）	／ ✕
(五) 教員が公務員の場合、授業において宗教を教えることは禁止されているか	然	公立学校における教育は公務で宗教教育は禁ぜられる 備考 国家公務員法第二十七条	公立学校における教員は公務員であるから宗教的教育は認められないが、但し国家試験によって其の資格を得れば、宗教、家庭科は別	○ △
(六) 次のいずれかの公務員であるか	ない			
○備考 宗教上の地位の如何に拘らず公務員上の地位は変らないか 被選挙の場合 選挙の場合		公務における同じ	法制上の差別規定はないが、戦前戦後を通じて差別があったためにその者の社会的地位が低くなったので、その者の地位は実際上困難であった。この意味における差別撤廃の努力は[illegible]考えられる。 [illegible]	

二、軍務及び労務					
(一) 婦人は軍務に		日本には軍隊なし軍務なし			
イ つくことができるか		憲法第九条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」	「中国国民たる男子」のみが兵役の義務をおう。（本憲法）	/	×
ロ つかなければならぬか	/				
(二) 婦人の労務は					
イ 正規軍務と異るか	/			/	/
ロ 正規軍務に代わるか	/			/	/
(三) 婦人の労務に関する規定は如何なる形態であるか	/				
イ、年令	/			/	/
ロ、資格	/			/	/
ハ、徒事	/			/	/
ニ、任務	/			/	/
ホ、訓練	/			/	/
ヘ、服務年限・休暇制度	/			/	/
ト、給与手当	/			/	/
チ、その他	/			/	/
(四) 婦人は徴用されうるか					
イ 戦時	(2)(3)	憲法第九条（前出）	国民徴用令による徴用は女子を除外した。但し戦争末期、女子挺身勤労令によって相当の数にその徴用が行われた。	○	イ
ロ 平時	(2)(3)	憲法第十八条「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」		○	○
ハ、徴用労働の条件は男子と女子と同じか			従来の条件では男女子に対して差別的規定が設けられた。	/	○
イ 年令	/			/	/
ロ 資格	/			/	/
ハ 仕事の種類	/			/	/
ニ 地域	/			/	/
ホ 報酬	/			/	/
ヘ その他	/			/	/
(五) その他婦人に対する差別的な法律や制度があるか	(3)	憲法第十四条（前出）	男女同等	○	×
三、陪審					
(一) 婦人は					
イ、陪審員になれるか	/	日本には現在陪審制度なし	「陪審員は中国国民たる男子にして満三十才以上なること」（陪審法）	/	×
ロ 義務的に陪審員にならされるか	/			/	/

3、夫婦ともに同等であるか	／			／	／
4、民事訴訟の当事者となり得るか	／			／	／
5、陪審員としての資格、裁判官、検事の資格は男子と同じか	／			／	／
6、その他の民刑法上又は手続上の差別があるか	／			／	／
(三) 婦人の外の理由と結果として婦人の不利益となる場合があるか、又は婦人を[illegible]場合があるか	／			／	／
ロ、教育及び職業の機会					
(一) 女子に義務教育があるか、何才までか	ある	初等教育六年、中等教育三年、満十五才に達した日の属する学年の終りまで。 教育基本法第四条「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。」 学校教育法第二十二条「保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。以下同じ）は、子女の満六才に達した日の翌日以後における最初の学年の初から、満十二才に達した日の属する学年の終りまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う。」 第三十九条「保護者は、子女が小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初から、満十五才に達した日の属する学年の終りまで、これを中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う。」	十二才まで（初等教育） 男子は青年学校があって更に四年又は五年の就学義務があった。	○	×
(二) 1、女子の公立高等学校があるか	ある	女子のみのもの共学制としてある	あった	○	○
2、女子の公立中等学校があるか	ある	女子のみの中等学校は共学制としてあるので女子部（高等学校）はある。	あった	○	○
3、公立学校は イ、男女別々か ロ、共学か ハ、両方か	共	教育基本法第五条「男女は互に敬重し協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は認められなければならない。」 両方ある。	国民学校令において原則として男女別学で三学年以下は一緒でもよかった。		
4、男子の学校と女子の学校に次の点で差異があるか					
イ、公的補助金	ない	日本国憲法第十四条（法の下の平等）	比較できない	○	／
ロ、教員の資格	ない	〃 第二十六条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」	比較できない	○	／
ハ、学課 但し、女子のみの家庭科あり	ない	教育基本法第三条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」	あった		

(三)1、中等程度学校課程の女子の公立高等、技術学校があるか	ある		あった	○	○
2、それは共学か	(新		共学ではない		
3、共学でない場合、そして女子の学校のある場合、女子の学校の標準は次の点に於て男子の学校と同じか					
イ、入学資格	然	教育基本法第三条（新法）	同じ	○	○
ロ、必修及び選択の課目	然	学校教育法一並列的条文なし	比較できない	○	／
ハ、設備及び教職員	然		比較できない	○	／
ニ、学校数	否	／ （[illegible]）	男子校の方が多い	×	×
ホ、学級	然		地域によって相違す		
ヘ、卒業資格	然		同じ	○	○
(四)1、公立の大学、専門学校は女子にも開放されているか	然	教育基本法第三条（新法	法律上開放されていたが入学資格の関係上殆んど許可しなかった。（大学程度）	○	△
2、私立の大学、専門学校は女子にも開放されているか	（新	学校教育法「大学に入学することのできる者は高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。」	公立学校と同じ	○	△
3、女子高等教育が行われている場合					
イ、女子だけの大学、専門学校があるか	然		大学なし、専門学校はあった	○	△
それは学位を授与することができるか	然	第六十八条「大学に四年以上在学し、一定の試験に合格した者は、学士と称することができる」第六十八条「大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる」	できない	○	／
ロ、共学の大学や専門学校があるか	然		あった、同志社、音楽及美術学校	○	○
ハ、共学の大学や専門学校に女子の入学が許されている場合、女子は次の点に於て男子と同等か					
イ、入学制限	／	（制限制度なし）	制限制度なし	／	／
ロ、入学資格	然	学校教育法一並列的条文なし	〃	○	○
ハ、入学試験	然		〃	○	○
ニ、学科	然		〃	○	○
ホ、卒業資格	然		〃	○	○
ヘ、研究の機会	然		〃	○	○
ト、学位、免状、証書の授与	然		〃	○	○
(五)1、大学程度の技術、職業学校は婦人に開放されているか	然	教育基本法、学校教育法（新法）	法律上開放されていたが入学資格の関係上殆んど許可しなかった。	○	△
2、開放されているなら、婦人は次の点に於て男子と同等か					
イ、入学制限	／	（制限制度なし）		／	／

ロ、人文科学	然	学校教育法第一条 差別的規定なし。		○	○
ハ、自然科学	然			○	○
ニ 医 学	然			○	○
ホ 建築及び工業	然			○	○
ヘ 研究所研究者	然			○	○
ト 教育、芸術、演劇の職業	然			○	○
(6)、有資格婦人はすべての職業につけるか	然	日本国憲法第十四条「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」 第二十二条「何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」	有夫の婦人は夫の許可を要した。（民法）	○	△
2、特定の職業が婦人に閉されているか	／	規定せず。	司法官等職務は女子には殆んど閉されていた。	／	×
3、婦人が職業につける場合、左の点に於て男子と同等か			法律上差別がないが、職業上差別が行われた。		
イ、入職資格	然	労働基準法第四条「使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない。」		／	
ロ 昇 格	然			○	
ハ 報 酬	然			○	
4、官庁又は公共の機関によつて職業の指導が行われている場合、その指導機関は					
イ、男子と同じ条件で女子も受けられるか	然			○	○
ロ 女子には閉されているか	否			○	○
ハ 女子も受けられる場合次の点で差別されるか。					
(1) 職業指導	否			○	○
(2) 職業紹介	否			○	○
(3) その他	否			○	○
5、職業技術に対する教育まで女子に開放されているか	然	全面的に開放されている。	従来補助的な分野に限られていた。 備考 この質問に[illegible]男子の技術が[illegible]女子の入学を許さなかつたので[illegible]困難であつた。		

三 人権

(1)、人権を保障する憲法その他の法律がある。	然	日本国憲法第十一条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」 第十二条「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、こ	憲法には人権を保障する規定があるが、法律によつて各種の制限が行われた。	○	△

	…これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」 第十三条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」 第十四条（前文）			
	第十六条「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」	「日本臣民は相当の敬礼を守り、別に定むる所の規定に従ひ請願をなすことを得」旧憲法 「政談に関し上書、建白其の他の請願に托し又は請願書建白書を以て強請を企てし者は三月以下の禁錮に処す」（治安警察法）	○	△
	第十七条「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。」	国家賠償の規定なし	○	×
	第十八条「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。」	国民徴用令によつて強制労働に従事した。	○	×
	第十九条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」			
	第二十条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」	「日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於いて信教の自由を有す」（旧憲法） しかし神道は国教として特に尊重された。（神社法）	○	△
	第二十一条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」	「日本臣民は法律の範囲内に於いて言論、著作、印行、集会及結社の自由を有す」（旧憲法） しかし法律によつて言論、出版、集会、結社は厳重な制限をうけた。（治安警察法、出版法、新聞紙法、映画法、治安維持法、その他　全ての思想の自由は侵されていた（治安維持法）） 「日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるることなし」（旧憲法） 但し治安維持法、刑事訴訟法によつて郵便物の押収、検閲をうけた。	○	×
	第二十二条「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」	「日本臣民は法律の範囲内に於て居住及移転の自由を有す」（旧憲法） 職業の制限をうけた（国総法）	○	×
	第二十三条「学問の自由は、これを保障する。」		○	
	第二十四条「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」	民法の規定によつて夫婦関係及び家族に関する事項は個人の尊厳と両性の平等は認められなかつた。	○	×

会	○	○	○	○	○	○	○
「日本国民は、恒久の平和と正義の秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」（日本国憲法）	○	○	○	○	○	○	○
「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」（日本国憲法）	○	○	○	○	○	○	○
「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」（日本国憲法）	○	○	○	○	○	○	○
会	○	○	○	○	○	○	○

全	右	○	○
全	右	○	×
全	右	×	○

ヌ "All men" "All Persons" の訳文の意味 如何に訳されているか		"All Persons" が用いられ「国民」	「国民」が用いられている	○	/
ル 女子は次の諸点において男子と同等の自由を持つか			女子なるが故の差別なし		
イ 信教の自由	然	日本国憲法 第十四条 第二十条		○	○
ロ 言論の自由	然	〃 第十四条 第二十一条		○	○
ハ 集会の自由	然	〃 第十四条 第二十一条		○	○
ニ 不当捜索及び逮捕からの自由	然	〃 第十四条 第三十三条 [illegible]		○	○
(二)ハ 女子は法廷において男子と同等に扱われるか			女子なるが故の差別なし		
イ 出廷[illegible]して	然	〃 第三十二条		○	○
ロ 弁護人による代理	然	〃 第三十四条		○	○
ハ 証言	然			○	○
ニ 公正にして迅速な裁判をうける権利	然	〃 第三十二条 第三十七条 [illegible] 第三十八条 第四十条		○	○
ホ 陪審員による裁判をうける権利	/	現在陪審制度なし		/	/
ヲ 民事裁判における陪審制					
イ 男子に対して行われるか	否	民事事件に対して陪審制を行うことなし	民事事件に対して陪審制を行うことなし	○	○
ロ 女子に対して行われるか	否				
(三) 右の他に男子のみ又は女子のみに保証された人権があるか	否	人権上男女の差別なし 刑法(旧)(姦通罪)	民法において女子は婚姻により無能力者とせられ人格を侵されることが多かった	○	×
(四)イ 女子は口語、人種、宗教、政党に関係なく配偶者を選択する権利があるか	然	憲法第二十四条(前出)	口語、人種、宗教、政党には関係ないが、結婚には双方の家の戸主の同意が必要、又女子は二十五才迄父母の同意の必要	○	△
ロ 男子は口語、人種、宗教、政党に関係なく配偶者選択の権利があるか	然	双方の家の戸主の同意が必要、又[illegible]父母の同意の必要		○	○
ト 家族法					
(一)イ 女子は男子と同様に人頭税を納入する義務があるか	/	人頭税の制度なし	人頭税の制度なし	✓	
(二)イ 妻は夫権又は妻に対して[illegible]の[illegible]を保持するか		刑法第[illegible]条(略)[illegible]	此の制度なし	/	/
ロ 妻は夫と共同の[illegible]を管理するか	然		/	/	/
ハ 妻の財産は夫に管理されるか	否	刑法第十三条「同居親族の[illegible]」[illegible]	同居親族の[illegible]	○	×

(14)

2. 祈祷式の次第は男子と女子と同じか	然	の総裁[illegible]に於て[illegible] 祈祷経典（差別する条文なし）[illegible]	[illegible]	男女共通に[illegible]祈祷儀の慣習となつた。	○	○
(三) 祈祷師は男子と女子と同じに認められるか	然	祈祷経典（男女差別する条文なし）[illegible]		差別する規定はないが、女子が祈祷師になつた例は[illegible]	○	○
(四) 聖餐式は男子と女子と同じに執行されるか	然	祈祷経典（男女差別する条文なし）[illegible]			○	○
(五) その他の祭式中 女子と男子と差別しているものがあるか	否				○	○
G 国籍						
(一) 1. 婦人は外国人と結婚すると国籍を失うか						
イ. 当然に（一定期間内における国籍国家の承認を保持し又は保持しないで）	否				/	/
ロ. 自己の意思に基いて	否				/	/
ハ. 他の要件を満した場合	然	国籍法第十八条「日本人が外国人の妻となりその国の国籍を取得したときは日本の国籍を失う」	[illegible]の国籍を取得したもの	同上	△	△
ニ. 如何なる場合にも失わない	否				/	/
2. 外国婦人が日本人と結婚したときは						
イ. 日本人になるか						
(1) 当然に（一定期間内における元の国籍国家の承認を保持し又は保持しないで）	然	当然日本人になり[illegible] 国籍法第五条「外国人は左の場合に於て[illegible] 本人の妻となりたるとき」	[illegible]の国籍を取得す。[illegible]	同上	/	/
(2) 自己の意思に基いて	否					
(3) 他の要件を満した場合	否					
ロ. 帰化の手続を要するか。その場合通常の帰化要件の例外があるか	否					
3. 結婚による国籍の取得・喪失に関する法律は男子と女子と差別があるか	然	1. 日本人の男子が外国人の女子と[illegible] 2. 日本の女子が外国人の男子と結婚するという条件で日本の国籍を[illegible]	[illegible]国籍を失わない。[illegible]の国籍を取得	同上	×	×
(二) 1. 結婚後夫が国籍を失った場合妻にも及ぶか						
イ. 帰化の場合	然	国籍法第十[illegible]条「日本の国籍を[illegible] [illegible]したときは日本の国籍を[illegible]	[illegible]夫婦の国[illegible]	同上	△	△

(三) イ、[illegible]の[illegible]に於て国籍を[illegible]か			同上		
イ、夫と関係なしに	然				
ロ、夫の同意を得て	否				
ハ、外国人である夫をもつ外国人である妻は自己の意思に基いて帰化できるか			同上		
イ、夫と関係なしに	否	国籍法第八条「外国人の妻は[illegible]帰化することを得ず」		×	×
ロ、夫の同意を得て	否			×	×
(四) イ、婚姻が解消された場合			同上		
イ、婚姻解消によって失われた国籍を回復するか。					
(1) 当然に	否	国籍法第十五条「婚姻[illegible]解消の後日本に住所を有する[illegible]日本の国籍を回復することを得」			
(2) 一定の条件を満した場合	然				
ロ、婚姻によって既に国籍を持っていなかったか、持ち続けている場合					
(1) 当然失うのか	否				
(2) 一定の条件を満たせば失うか	然	元の国籍を回復し得れば 国籍法第十八条「[illegible]国籍を取得したる場合に於て[illegible]限り日本の国籍を失う」			
(五) 夫と妻の国籍が異る場合、外国人である妻がその国籍を子供に与える権利は		同上			
イ、夫と同等か	否			×	×
ロ、夫より大きいか	否				
ハ、夫より少いか	然	1、父が知れないとき、又は国籍[illegible] 国籍法第三条「父が知れざる場合[illegible]母が日本人なるときは[illegible]」 2、母によって認知されたとき 国籍法第五条「外国人は[illegible]日本人たる父又は母に依りて認知[illegible]」 第六条「外国人が認知[illegible]左の条件を具備するときに限り[illegible]日本人たること」			
ニ 余談なし	／				